

平成29年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年9月6日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 4号 平成28年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 5号 平成28年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 一般質問
- 第 9 同意第10号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第39号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第12 議案第41号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第13 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第14 議案第43号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算
- 第15 議案第44号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第16 議案第45号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第17 議案第46号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第18 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第19 認定第 1号 平成28年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 2号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 3号 平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 4号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 5号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 6号 平成28年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第25 認定第 7号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第26 認定第 8号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

1番	佐藤奈緒君	2番	長谷川克弘君
3番	西浦岩雄君	4番	宮崎泰宗君
5番	細谷久雄君	6番	東海林繁幸君
7番	星川三喜男君	8番	村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
副町長	遠藤義一君
教育長	田邊彰宏君
総務課参事	長尾享君
総務課参事	野露みゆき君
総務課主幹	庵日鶴君
総務課主幹	笹原等君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	藤田徹君
産業課参事	多田優彦君
産業課主幹	永田剛君
建設課長	山内功君
建設課主幹	千葉靖宏君
建設課主幹	土屋順一君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	黒瀧仁司君
保健福祉課主幹	北村哲也君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	野田繁実君
教育委員会主幹	相馬正志君
国保病院事務長	小林嘉仁君
国保病院事務次長	西村智広君

出納室主幹 今野真二君
認定こども園長 遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 矢上裕寛君
議会事務局書記 田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成29年第3回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、細谷さん、6番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成29年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月18日及び8月24日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期ついて、本定例会の会期は本日9月6日から9月8日までの3日間とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取り扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成28年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

6、意見書について、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。「全国森林環境税」の創設に関する意

見書（案）は、長谷川議員から発議される。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、また明日から予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月6日から9月8日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月6日から9月8日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長一般行政報告としてお手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これで行政報告は終了しました。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 終わる前に町長の一般行政報告について質問を1点したいと思いますので。

町長の日程表を見ますと、8月24日から25日、この中で上段はいいとしても下の段、なかとん牛乳・砂金ラーメンPRで日高町と書いてありますが、日高町のどこでこのようななかとん牛乳・砂金ラーメンPRをしたのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 項目の説明が不十分でご理解しにくかったと思います。申しわけありません。

24日でありますけれども、道営競馬のほうで道庁のほうのご配慮をいただきながら、

当日のレースになかとん牛乳杯というレースを組んでいただくことになりまして、その道営競馬場の中で利用者の中になかとん牛乳の無料配布及び特産品、砂金ラーメンなどの販売ブースを設けて、職員とともに行ってまいったということでもあります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今競馬場でPR活動されたということですが、なかとん牛乳デビュー1周年特別でしたか。さっき道の配慮があってということなので、なかとん牛乳のネーミングにしてもらったかと思うのですが、この特別費用とかはかかかっていないということですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 自治体がこういう冠をつけていただく場合については、費用のほうはかからないということです。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） その点、町長フェイスブックのほうとかにも載せていらっしゃるんですけど、私もそれは見ていなかったのですけれども、周りの方からこういうの載せているよということで教えていただいたのですけれども、PRをされている中で町長は11レース、門別グランシャリオナイターのメインレースだったのですか、この11レースの馬券を購入されているということなのですか、これは恐らく公務ということになると思いますので、公務中に馬券を買うというギャンブルをしていたということになりませんか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） おっしゃるとおり、私のほうでもレースのほうの投票券を買わせていただいていたと思います。ご指摘の点もあると思います。適切な行為だったのかどうかというところについては、言われるとおりのところもあるかもしれません。ただ、私としては、せっかくこういうレースを組んでいただいたということであって、その投票券も購入するというので少しでも道営競馬のほうに貢献できればというような思いもあって購入しているということでもあります。よかったのかどうかというのはありますけれども、券については外れているということでありまして、それによって益が生じたということではなかったということでもあります。こういう行動がよかったのかどうかということについて、ちょっとまた改めて検証はしてみたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長、これ地方公務員法にあれでないのですか。というのは、いろいろとテレビ報道がなされているでしょう。ギャンブルして、かけマージャンをして市長、副市長ともども失職したとか、そういったような報道がなされている中で、町長みずからフェイスブックでしたか、そこら辺ちょっと詳しくないのですけれども、その馬券を手にとって写真を撮って、それをそのようなほうに流すというのはちょっといかがなものかなと。公務中です。馬券を買って、これはギャンブルです。決してあってはならないことではないでしょうか、町長。お伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 公務中というところについて、私は今すぐその行為の適否について判断できないところがありますけれども、少なくとも違法なギャンブルをした、かけマージャンをやったというようなことではなくて、認められた公営の事業だということであって、そこは必ずしも一緒にならないかなというふうに思います。

ただ、券の購入がどうだったのかということについて若干今すぐ私も判断できないところがありますけれども、ただそういう誤解を生むような一面があるということは改めて認識をいたしましたので、今後については慎重に行いたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 馬券の購入も公営競技ではありますけれども、私も当たった、外れたかは余り関係なくて、仕事中に職員がそういうことをしていたら処分されるのではないかなとは思いますが、最初のほうのお話で道の配慮があってということでありましたけれども、競馬場でPRをされるということが物すごく唐突に感じたので、これは道のほうからいきなりお話があったのか、何かほかにきっかけがあったりしたのか、再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回の道営競馬のほうでなかとん牛乳杯というのをやっていただいたことについて、町民の皆さんとちよっとお知らせが足りていなかったというところはそのとおりであったというふうに思います。たまたま今、道から派遣の職員に来ていただいて、そういう職員も道営競馬のほうの勤務経験もあって、道の農政部のほうでもいろんな意味で今町のほうにはご支援をいただいているという中から、こういうものに通じてなかとん牛乳をPRしたらどうだというようなお話もいただいた中で今回それが実現したということでありまして、そこまでの経緯についてちよっと事前の説明や周知がなかったという点については、反省すべき点であったというふうに思うところであります。

○議長（村山義明君） これで行政報告は終了します。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第4号 平成28年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第4号 平成28年度中頓別町健全化判断比率の報告について、長尾総務課参事から報告させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） おはようございます。それでは、報告第4号についてご報告いたします。

1 ページをお開きください。報告第 4 号 平成 2 8 年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されません。実質公債費比率につきましては前年度 4. 8 % から 2. 2 % 減の 2. 6 % となり、早期健全化基準の 2 5 % を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後も公債費比率の逡減に努め、より一層財政の健全化を図りたいと存じます。

以上をもちまして報告第 4 号とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第 5 号

○議長（村山義明君） 日程第 7、報告第 5 号 平成 2 8 年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第 5 号 平成 2 8 年度中頓別町資金不足比率の報告について、同じく総務課、長尾参事から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） それでは、報告第 5 号、4 ページをお開きください。報告第 5 号 平成 2 8 年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第 8、一般質問を行います。

本定例会では 4 名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号5番、細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成29年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました項目につきまして質問をさせていただきます。

それでは、1点面の質問の町内自治会の再編成を進めてはについてお伺いをいたします。この質問は、平成28年第2回定例会で西浦議員が質問をしましたが、1年を過ぎ、その後の経過等を踏まえ、また早急な課題と思い、ご質問させていただきます。

町内の少子高齢化や人口の減少が続く中、世帯数も減少の一途をたどっている。それに伴い、町内全自治会の約半数が50世帯未満の状況にあり、将来自治会を維持することが困難になると予想される自治会もあり得る。町内会活動は、日常的な生活環境の維持や高齢者、子供の見守り、防犯、防災活動など地域住民による相互扶助により支えられている。その意味でも再編成を視野に検討すべきと考えるが、町長の所見を伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町内自治会の再編成を進めてはという趣旨のご質問にお答えをしたいと思います。

本来自治会は、地域住民が主体となって組織されたものであり、基本的には行政が介入することは望ましいものではないというふうに考えております。町内会活動は、ご指摘のとおり、日常的な取り組みにより培われ、多くの方々が何十年も前からその行政区で過ごしてきています。そうした方々がどのように思い、考えておられるかを見きわめることも必要であると考えておりますので、まずは自治会連合会の中で自治会再編に関する議論を行っていただき、ご意見をいただくなどの取り組みが必要であるというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、町長は基本的には自治会再編成には行政が介入することは望ましいものではないと考えておりますが、私は町長の考え方が違うと思います。災害時における高齢者や障がいを持つ方々の安全な避難誘導、また行政では対応できない地域のさまざまな問題に取り組む共同体として考え、再編成に当たってはやはり行政と自治会が協働の形で進めていくのが重要であると私は考えます。

そこで、何点か再質問をさせていただきます。まず、1点目は、去年の西浦議員の自治会再編成について町長は、再編成には各自治会の協力が必要であり、自治会連合会での議論の中でその方向性を見出していく必要があると述べましたが、本日までに自治会連合会で自治会再編成についての会議が行われたのかどうか伺います。

2点目は、誰もが住んでいてよかった、いつまでも住み続けることができるまちづくりの実現を目指して協働のまちづくり作業で重要な役割をなすのは、町内会を中心にした住

民自治組織であり、町内会等の健全な活動を促進していくためには、一定の世帯数と人口及び幅広い年齢層で構成される必要があると思います。しかし、ここ数年少子高齢化や人口の減少により自治会の担い手や後継者が不足したり、昔ながらの寄り合いが減るなど自治会機能が低下し、将来自治会を維持することが困難になると予想される自治会もあり得ます。さらに、中頓別町の将来人口予想では、2030年には人口が1,000人を切ってしまう予想であります。町長は、ご答弁の中で今後自治会の皆様がどのように思い、考えておられるのかを見きわめることも必要であると考えておりますとご答弁をいただきました。それならば、私は町内会全ての自治会長の皆さんにご協力をお願いして、自治会の現状を把握し、町民が抱える問題の洗い出しを行い、将来のためにさまざまな対策を講じていくことを目的とした町内会の再編成における実態調査を早急に実施していただきたい。町民が生涯にわたって楽しく、明るく、生き生きとした生活を送ることができる町になるよう常に町内会等の状況を把握するとともに、住民の声に耳を傾けながら早急に再編成に取り組むことが必要であると思いますが、町長の考え方を伺います。

3点目は、高齢者や障がいを持つ方々が安全で安心して暮らしていく上で、自治会の存在はなくてはならないものであります。人口減少、少子高齢化の進行に加え、平成23年3月の東日本大震災の教訓及び北海道では昨年8月30日から31日にかけての台風10号の通過に伴う十勝管内の災害など、災害はいつ起きるかわかりません。いざというときの備えの大切さが認識されます。

現在中頓別町では、自主防災組織が3つの自治会で設立されていますが、ともに頓別川沿いに近い自治会であります。災害は、洪水による災害だけでなく、地震、火災、台風などいろいろな自然災害が考えられます。私は、今後全ての自治会において自主防災組織が組織化されることと、高齢化に伴い自主防災組織が困難な自治会においては早急に再編成を行い組織化することが重要であり、定期的な防災訓練や自主防災組織による避難訓練等を実施していくことが必要であると考えます。東日本大震災の発生により、実際に行政が機能しなくなったときに地域の共助機能が大きな力を発揮して、多くの人命を救いました。このようにいざというときに最も頼りになるのは、お隣やご近所がお互いに助け合うことが大切なことだと私は思いますが、町長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、1点目の自治会連合会の動きについては、後ほど総務課のほうから報告をさせていただきたいと思いますが、2点目のご質問であります。これまでも総合計画の策定であったり、介護保険とかそういう計画策定の際に、住民の皆さんの実態を十分把握をさせていただいた上で、取り組みを構築するというふうな手法をとってきているというふうに思いますが、議員おっしゃるように最も住民に身近な組織としての町内会の役割は、大変大きいというふうに認識をしています。

自治体によっては、自治会とは別に行政が行政区というのを設けて、そこに区長を任命するとかというような仕組みをとっているところもありますけれども、うちの町の場合は

そういう仕組みをとっていないので、ある意味自治会に行政区的な役割をお願いしてきているようなところもあります。そういう面では、必ずしも自治会だけの問題ということではなくて、行政も一緒になってこの問題を考えていくべきだということについてはおっしゃるとおりだというふうに思います。改めて連合会の会長や各自治会の会長の皆さんなどもそういう意見交換ができる場が必要なのかなというふうにも思いますので、その点については前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、自主防災組織の問題につきましては、これは町としても全町にこの自主防災組織が設置されることが望ましいという基本的な考え方に立っているところでもありますけれども、残念ながらまだそこに広がっていないという実態があります。どうしてもこれまで大きな災害を経験してこなかったこの町の中にある危機感というか、そういうものの薄さというかが理由の一つにあるのかもしれませんが、昨今は近隣の町村でもそういう大きな被害が出ているような実態がありますので、ここはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

なかなか防災の専任体制をとるところまではこれまでいっていませんけれども、改めて今後についてはそれに近い体制を構築して、しっかり防災の問題について取り組んでいくようにしたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 1点目の自治会連合会なんかの会議の関係でありますけれども、具体的にこれだけを取り上げて会議を開催したという経過はありませんが、今年度の総会時におきましても、ある自治会からは再編に関する意見が出されていたところはありました。しかしながら、答弁の中にも書いてありますが、その地域に住んでいる方々にとっては、自治会の再編をすることに対しては非常に重たい課題だというふうな認識を持っている方々が非常に多いということもあって、その段階ではそういう意見だけで終わって、再編に向けてどうするというような議論にはなりませんでしたが、ここについては、答弁に書いてあるとおり、今後の部分で連合会のほうと役員会を通してこの問題についてどうあるべきかということについて一步踏み込んだ形で議論をしていただく。それが最終的にどうつながっていくかは別でありますけれども、そういう取り組みをすることは必要だというふうな認識は持っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、大変よいご答弁をいただきましたので、再々質問はいたしません。最後に私から各自治会の特性、環境、条件などを踏まえ、その課題解決や将来展望を明確にした自治会再編成計画を策定し、中頓別町総合計画と連動したまちづくりを進めていただきたいと思います。特に防災意識、災害対策や地域の環境向上などに取り組み、生活に身近な町内会相互の交流を深め、自分たちの地域はどのような地域にしていくのかを明確にして、高齢者、障がい者の方々が安全で安心して暮らすことができる地域づくりを進めていただきたいと思います。

以上をもちまして1点目の質問を終わります。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、教員の多忙対策についてお伺いをいたします。文科省が行った教員の勤務時間実態調査によると、小中学校の教員の勤務時間は、日々のきめ細やかな授業研究や生徒の指導に多くの時間を費やし、過労死ラインをはるかに超え、危険水位に入っている。教員が心身ともに健康であってこそ児童生徒に笑顔で接し、効果のある教育がなされると思います。熱心な教員が無理を重ねた結果、病気休養に至るというのでは、本人にとっても中頓別町の教育全体にとっても大きな損失ではないでしょうか。そこで、中頓別町での教員の勤務時間の実態は、また教員のメンタルヘルス対策にどのように取り組んでいるのか教育長に伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教員の多忙対策について答弁いたします。

教職員の長時間労働について近年学校を取り巻く環境が複雑化、多様化している中、国や道では教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組み方策に基づき、長時間労働の是正に取り組んでいますが、教職員の多忙化については依然として厳しい状況にあると認識しております。

文科省の調査、今年度の4月28日公表によりますと、教員の1週間当たりの勤務時間38時間45分は、小学校で57時間25分、中学校で63時間18分となっています。中頓別町の教職員の勤務時間は、個人によって異なりますが、この数値とほぼ同様と推測しています。

教育委員会は、道教委からの通知に基づき、週1日程度の休養日の設定など部活動指導の見直しに係る申し合わせの徹底、変形労働時間制や週休日の振りかえ等を改正した制度の周知と有効活用、管理職員による業務管理、業務改善の取り組みの一層の充実、定時退勤日や時間外勤務等縮減強調週間などの一層の推進について小中学校に指導助言を行っています。また、学校に対する調査事務や学校からの報告、届け出事務についても簡素化、効率化に努めています。

教職員のメンタルヘルス対策は、管理職員による日常的な教職員の健康管理や面談、道教委や公立学校共済組合北海道支部主催のメンタルヘルスセミナーに参加して、職場におけるメンタルヘルス不調の予防や不調の職員への早期対応などについて研修しています。今年度から教職員もストレスチェック、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を強化するものを実施して、心の健康の保持増進を図る所存でございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

週休2日制の導入で土曜日が休みになってから教員の平日の仕事のしわ寄せが厳しくなりました。それだけではありません。ふえ続ける保護者の要望、校長や教育委員会などへの報告書の作成、生徒指導、体験学習など校外活動の調整など、教員の仕事はふえること

はあっても減ることはありません。最近では、余りの多忙のため定年前にやめる教員も増加しているという話も聞きます。

そこで、何点か再質問させていただきます。1つ目、中頓別小中学校における教職員の1日の業務について平均的な時間配分をお伺いいたします。

2つ目、教職員の時間外勤務等における業務内容についてお伺いいたします。

3つ目、中頓別町において教職員の勤務実態に関する調査等を行ったことはあるのかどうか。また、勤務記録簿などの帳簿があるのかどうか伺います。

4つ目、最後にちょっとお金のことでお聞きしたいのですけれども、これだけお忙しい教職員の先生方には残業手当はあるのか。また、修学旅行、対外運動競技等の引率、学校の管理下において行われる部活動における指導といった業務に関してはどうなのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） まず、平均的な業務ですけれども、小学校から申し上げますと、小学校の先生の勤務時間は8時から16時30分までです。子供たちがいるときは、子供と一緒に生活をしています。学年によっても違うのですけれども、6年生であれば6時間目が終了するのが3時近くになります。それから教職員の仕事の時間ということになります。会議等がなければ、そこから16時30分まで約1時間半程度は業務する時間になるのですけれども、それだけでは足りないというのが現実的なところかなと思います。

中学校のほうは、8時5分から16時間35分までが勤務時間です。中学校の先生は、教科担任制ですので、全て授業に行っているというわけではありません。自分の授業のときには教室に行きますけれども、それ以外のときには職員室でほとんどは教材研究、あるいは分掌業務等に従事していると思います。小学校と中学校の大きな違いがあるのは、小学校には部活動がありません。中学校は部活動があります。文化部は、吹奏楽を中心とする文化部、それから体育系はバスケットと卓球というふうになっています。顧問はそれぞれついていまして、複数顧問制をとっていますので、2人から3人ついていきます。全員がそこで部活動の指導に当たるかというところというわけではなくて、最低1人は指導に当たっていると思います。部活動の時間もスクールバスの時間に合わせていきますので、17時50分まで、この時間で終了しています。大体平均2時間近くやっているかなというふうに思います。これが1日の平均業務です。その後、中学校の先生も部活動が終わって帰ってきて、それぞれやり残した業務を行うということになります。

それから、何をどういうことにやっているかということなのですけれども、具体的に簡単に言いますと分掌業務です。分掌というのは、教務でありますとか研修、生徒指導、保健、それから総務というようなものがあります。小中学校によって違うのですけれども、おおむねこの教務、研修、生徒指導というのは小中学校にあります。保健はどこかに入っていたり、総務もどこかで担当していたりするので、この分掌業務、それから中学校の場合は教科担任制ですけれども、学年会というものがあります。いわゆる学年に

おける業務。小学校は、単学年で1つしかないので、学年の打ち合わせはないのですけれども、いつもではないのですけれども、低学年、中学年、高学年、いわゆる1年、2年、3年、4年、5年、6年、これを1つの枠組みとした打ち合わせ、そして担任業務、それから教材研究、これが大体1日の流れということになります。

それから、3点目ですけれども、調査をしたことがあるのかということなのですが、文科省の調査はこれは抽出調査なのです。中頓別町はこの中に入っていません。この正式な調査というものはしていませんし、先生がいつまで残っているかという記録簿もありません。それで、概要でお話をしますと、小学校のほうは大体遅い先生で9時には帰る。中学校は、遅い先生は10時に帰る。ただ、毎日全員ここまで残っているというわけではありません。やはりその業務が多忙になったときにはこのぐらいまで残っている。多くの場合、教頭がその時間までいるわけですが、全ているわけでもなくて、鍵を渡して、あと頼むねという形で帰っている場合もあります。タイムカード云々ということもあるかもしれませんが、今のところはそこまでの措置はしておりません。

それから、4点目、お金なのですけれども、一番わかりやすいのは中学校の部活動手当だと思うのですけれども、休業日、土曜日、日曜日、祭日、4時間以上部活動に従事しますと1回3,000円の手当が支給されます。小学校はありませんので、この手当は出ていません。それから、宿泊を伴う業務、これについては1泊につき幾らというふうに支給されます。たしか四千二百何がしだったというふうに思います。小学校は1泊ですから、これが翌月の手当として入ってくるはずですが、中学校の場合は3泊4日ですから、その手当は3回分として入ってきます。これしかないのです。あと残業手当というものはありません。教員調整手当というのが4%ありますので、この4%で多少のといいますが、語弊があるかもしれませんが、勤務時間外でも会議であるとか自分の業務をしているというのが状況です。それから、部活動の引率なのですけれども、これは基本的には手当というものはその部活動手当で賄っている。泊を伴う場合は、学校等によっては日当等を出しているかもしれませんが、ほとんどないという状況です。

4点について回答といたします。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再質問のご答弁をお聞きし、再々質問させていただきます。

1点目は、中学校における部活動についてお伺いをいたします。教員の労働問題の観点から、教員の多忙化、過重労働の大きな要因として部活動があります。教員の本来の職務でないのに大半の教員に部活動の顧問が割り振られ、教員の最も重要な仕事である授業の準備や学級経営へ影響が出ていると私は思います。すなわち、やらなければいけないものでないのに教員に大きな負担がのしかかっています。こうした部活動の負担を大幅に軽減するためにも、部活動専門の外部指導者の導入が一つの手段であると私は考えますが、教育長の考えをお伺いします。

2点目は、スクールサポートスタッフの配置について伺います。文部科学省は、先月8月23日、長時間労働が深刻な教員の負担軽減に向け、配布物の印刷や会議の準備などの事務作業を代行するスクールサポートスタッフを全国の公立小中学校に配置する方針を決めました。文科省によると、2016年度の公立校教員の勤務時間実態調査で、授業準備や事務に関する時間が2006年度の前回調査よりも大幅にふえており、緊急な対応が図られるべき課題であったそうで、文科省はサポートスタッフの導入によりこうした教員の勤務時間短縮につながるメリットが見込まれると考えておられますが、中頓別町のような小さな町の小中学校においても反映されるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの再質問に回答させていただきます。

まず、中学校の部活動についてなのですが、部活動は学習意欲の向上、責任感、連帯感への涵養などに資するもの、十分教育活動として大きな位置を占めていると私は思っています。それから、先ほども申し上げましたけれども、中学校の部活動は文化部と体育系の部活動が2つです。これを先生がどのように思っているかということなのですが、必ずしもこの部活動をやることが先生にとって重荷になっているかどうか、それは個人の考え方にもよるのですが、私はそうは思いません。自分の経験の中で、部活動をやって子供たちと接しているとき、これほど楽しいことはなかった。試合に行って、負けても勝ってもそれまでやってきたものをお互いに教師と生徒との愛情というか、そういうものをしっかりとつかんだことがある。そういう意味では、私は部活動をやりたくないという教員については、逆な立場で言えばそう思わないで協力してやってくれと、あなたがそこにいることによって教室の中では見えないものも見えてくるから、そういうためにも部活動は必要なのだという思いは今でも強くあります。

それから、外部指導者ですが、なかなか本町で外部指導者を見つけるというのは至難のわざです。それを考えますと、現状卓球、それからバスケット、文化部にしてもそれぞれ専門家、エキスパートではと言ったら先生に失礼ですが、専門家ではない中にも子供たちと一生懸命部活動を通して自分の資質を磨いてくれていると思っています。ですから、今の段階で外部指導者を本町で導入することは考えていません。

それから、私は外部指導者の方と一緒に部活動をやったことがありますけれども、理解のある外部指導者となかなかそうではない外部指導者がいるわけです。なかなか言いにくい部分があるのですが、学校という教育活動の中で部活動をやるときには、やはり学校の考えというのはその外部指導者に理解してもらわなければなりません。勝つためにこれやってもいいのだ、あれやってもいいのだとはならないのです。やっぱり教育というものの範疇があると思います。そこを私は仮に導入するとすれば、しっかりとその辺は指導してまいりたいと思います。

それから、2点目、スクールスタッフの配置についてなのですが、これは大きな学校では意味があると思いますが、小学校は全校生徒が66、中学校は42です。この中で先生

方が印刷するプリントはどのぐらいあるか。ほとんど印刷機というのは使わないで、全部コピーでやっていると思うのです。そこに1人入っても、恐らくはそこで打ち合わせしたりなんかするほうがかえって業務多忙になるのではないかと思います。本町の場合でこのスクールスタッフの導入するような学校の教職員であれば、あなたたち自分の仕事はどう思っているのだと、私は逆にこう言いたいというふうに思います。それよりは、合理的に短時間のうちに仕事を終わらせ、成果を上げるような方策を考えてくれと逆に返したいという思いがあります。

ちょっと教育長熱くなりましたけれども、こういうようなところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは最後に、教育長に、近年子供たちを取り巻く環境は、多様化、複雑化、困難化しています。子供たちにはこの時代を生き抜いていく力が必要だが、教育の現場は多忙化し、生き抜く環境がまだまだ整っていない。現在の業務を大胆に見直し、教員が本来担うべき業務に専念できるよう環境に努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 東海林です。私は、このたびちょっと気になって気になっていた事案だったものですから、1つだけ出してみました。気になるのもよいほうで気になればいいのが悪いほうで気になっていたということで、特に社会教育の現状が私はある意味で社会教育団体に幾つかかかわっている者として憂えておりますので、教育長に伺いたいと思っております。

まず、私の若いころからの理念として、社会教育活動というのはまちづくり活動だという意味で捉えておりますし、まちづくり活動というのは人づくりが大半のものであります。社会教育活動を行う団体、サークル活動は、現状は停滞していると言わざるを得ません。この現状から次について見解を伺いたいと思います。

1つ目は、本町の文化団体、体育団体の組織化の現状と活動内容をどう教育委員会として評価しているのか伺いたいと思います。

2点目は、これは課題がはっきりはしているのです、現実的には。この課題の背景にどうしても少子化、高齢化がありまして、これは歴然としていることでもあります。その中にあるけれども明かりを消さないように頑張っている各種社会教育団体への指導体制、指導内容は私はいささか不十分であろうと思わざるを得ません。教育行政としての課題だなどと思って考えているのですが、逆に教育行政を行っている教育長の立場で課題では……課題は何でしょうかという聞き方になってしまったのですが、どう捉えて、私が思っている課題とどう違うのか伺いたいと思って伺いました。よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 東海林議員の質問に対して、今の質問内容からしますとこの答

弁が即しているかどうかちょっと不安になってまいりましたが、答弁させていただきます。

まず、1つ目のほうですけれども、本町の文化団体は俳句のやまなみ吟社、詩吟の日本詩吟学院岳風会中頓別支部、茶道サークル等10団体があります。体育団体は、体育連盟としてサッカー協会、バスケットボール協会、バレーボール協会等11団体、スポーツ少年団として剣道少年団、卓球少年団、フットサル少年団等5団体、愛好会、サークルとして卓球愛好会、バドミントン愛好会、ミニバレーを楽しむ会等6団体あります。その他教育関連団体は、図書室ボランティアサークル「このゆびと～まれ♪」、スピコン会、ひよっこくらぶの3団体があります。それぞれの団体は、活動場所や活動時間、活動日、会員数、主催する大会等は異なります。文化団体は、その活動の成果を町民文化祭等で展示や発表及び体験等を行って、文化の振興に寄与していると評価しています。体育団体は、各種スポーツ大会等を開催し、それぞれの競技力の向上や普及啓発を図っていると評価しています。

2点目のほうですけれども、この指摘は真摯に受けとめさせていただきます。社会教育団体、特に文化団体は会員の高齢化や減少が進み、活動が縮小傾向にあることや後継者の養成が課題と考えます。教育委員会は、それぞれの団体の活動に支援や協力を行っていますが、活動内容、あるいは活動の指導等は行っていません。それぞれの団体は、造詣の深い方々が中心となって活動しており、その方々が運営を担っていると認識しています。この現状を改善するためには若い人の参加を求め、それぞれの活動を活性化し、継承することが望ましいと考えますが、個々の興味関心は多様です。新しい文化団体も設立されています。教育委員会がイニシアチブを発揮するのか、団体の自主性を尊重するのか、この課題については、私は重たいというふうに認識しています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 教育長の評価は、正しいのかなと思います。悪いところは悪いと言っていますので。

ただ、町長にも聞きたいことなのだけれども、町長は教育的な配慮を持った人ですから、社会教育という領域を文化団体の遊び事、スポーツ団体の体力づくりだけで捉えていったら、これは筋が違うのです。ですから、社会教育、生涯学習というのがどういう期待を持って世に出てきたのか。社会教育という言葉は割と古い。でも、生涯学習なんていうのは割と新しい言葉で、それぞれ社会教育というのは昔々文部省にヒダカという局長がいて生み出した言葉なのだけれども、どうしても私はもう一步突っ込んだ社会教育行政をやってほしいなという願いを持っているのです。というのは、今は昔のように組織化することが非常に難しい時代になりましたので、数十年前にやったことのように人々を束ねて、あるいはこの指とまれと言ったらとまってくれる人たちが何十人もいたそんな社会でないことはわかっているけれども、難しくなったら難しいなりにその努力をし、対策をとって、学習対象者としての言うなれば学校教育ですと先生がいて生徒がいるのだけれども、社会教育の場合の先生というのは、社会教育法にある社会教育を行う者に対する指導

助言を行う、命令をしてはならないと言っているのだけれども、社会教育の場合は例えて言えば図書館の司書であれば図書館を借りに来る人たちが生徒であり、司書が先生です。博物館であれば、博物館で勉強をしに来る人々が学生であって、学芸員が先生であります。そういう関係で見詰めるだけでなく、かつて社会教育の一番の主流は、青少年団体に対する教育条件の整備だったのです。これを誰がやってきたかという、ある意味では地域の物知りの人たちであったり、学校の校長先生にお願いしたり、場合によっては社会教育主事がやむなく自分で組織して青年学級をつくって、講座をつくったりしてやってきたと。そういう中であって、そういう教育レベルというのがその地域には長年かかってつくってあったものなのです。どこの地域よりもうちは上だとか、うちはちょっと落ちるなというのは、これは本来社会教育主事を専門職としてやっている者は、ほかの町村との交流もしているし、レベルがすぐわかるのです、お互いに。だから、ここはうちは弱いと、スポーツはちょっと弱いな。だとしたら、スポーツを伸ばすためにどうしたらいいかという一つの目標ができたり、社会教育主事が社会教育の専門職として置かれているとすればわかるはずなのです。

何を言いたいかという、地域レベルが下がってしまっている。相当下がってしまっています。教育長はまだ3年ですか。私は、もう50年やっているの、わかるのだけれども、これはみんな下がっているのです。どこも下がっているのだけれども、ここのレベルはまだまだ下がってしまった。だって、ここだっていいときはたくさんあった、長い歴史の中で。近くでは副町長がやっていたころはまだよかった。そういうようなことで、教育長、私はここで何を言いたいといったら、何とか社会教育をもう少し、学校もたった2つしかないのだ。社会教育というのは、ほかの町民全部対象なのだ。そこに目を向けないと、どういたしましょう、これから。よろしくお願いします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 大変重たい質問をいただきました。地域の社会教育、生涯学習のレベルが下がっているというご指摘でございますけれども、考え方は東海林議員の考え方もあろうと思いますけれども、ただ、今本町で行われている文化団体、体育団体、そこで活動されている人は、決して私はそうは思っていないと思います。自分たちの団体の中で、自分の好きなことに一生懸命挑戦してくださっているというふうに私は考えます。そこで、あなた方が全体のレベルアップを図れということなのですけれども、そこは各団体とはちょっと別な観点で考えれば、町民文化祭等で著名人を呼んで講演をするであるとか、保健福祉分野のほうでは健康に関するような講演会等がありますけれども、こういうようなところが一つ方策として今行われているのではないかなというふうに考えます。

正直言って東海林議員が社会教育主事として活躍されていたころは、まさに地域に文化を伝えるという、役割は相当重たかったものと思います。それから月日は流れましたけれども、今現在地域のレベルが下がったというご指摘ですけれども、自分の思いの中では今は情報化社会ということもあって、自分で学ぼうと思う、あるいは興味関心があるもの

は自分で調べることができるのです。そのほうについては、格段に今の時代のほうが進んでいます。スマートホン一つあると全ての情報が入ってきます。こういうような中で、自分のここは私見になるかもしれませんが、町の人に呼びかけて、こういうようなことをやりますよ、地域の社会教育のレベルを上げたいですというふうに話をして、どのぐらいの人が参加してくれるかなと。

例えばこれはちょっとずれますけれども、町民駅伝大会がありましたけれども、ことは12チームの参加でした。ちょっと体制を変えましたけれども、それなりの参加があったなと思いますけれども、その団体というか、その競技に興味を持っている人は集まるのだけれども、そうでない人はなかなかというものもあると思います。特にスポーツのほうはやってみようかなというのがあるのです。一番うまくいっているのは、パークゴルフやゲートボールです。これは生涯スポーツですから、すうとうまくいっています。新陳代謝もあって、ちゃんと出てきて、後継者も育っています。これが一番いいとは思いますが、文化団体の場合は、私に俳句をつくれと言っても、はいとはできません。絵を描け、書道といってもなかなかうまくいきません。やっぱりそういうような文化的な水準を上げるということは、はっきり言えば小中学校のレベルを上げていくことが一番近道だろうと思います。町民文化祭で小学生や中学生の作品を見て、それを見た町の人がおお、やるねという感じで還元する。それでやってみようかなというものがあるのであれば少しはどうか、この東海林議員がお話ししているようなことに貢献するのではないかなというふうに思います。

社教というのは、学習課題の把握と企画を立案する能力であるとか調整者、それからコミュニケーション能力、幅広い視野と探究心、各分野の指導に必要な知識や技術、これがあつたと思うのですが、ではこれを今の社教に求めることができるかというのと、これは非常に厳しいことです。

それから、一つ文化団体でいいますと、その文化団体の活動に教育委員会が積極的に入って行って、てこ入れを図るというのもなかなかはばかられるところがあります。それは、その活動の中で自分たちで、これも言葉に語弊があるかもしれませんが、和気あいあいと楽しい興味関心を一緒にする時間を共有しているそのことによって心の涵養、文化の発展に寄与しているのではないかと私は思います。こちらのほうから要請があれば行きますというか、助言等はできますけれども、積極的に教育委員会でこれをやろうというふうには、今のところはなかなか難しいものがあります。町制110周年に向けてラジオ体操会を呼ぶであるとか、こういうようなことは考えてはいるのですが、どういうことをやって今東海林議員がご指摘されたようなこの中頓別町の地域レベルを上げていくか。これについては、小中学生が元気になること、これが一番だと思います。特に部活動等で顕著な成績を上げてくれる、あるいは文化団体等で顕著な、個人的なものになるかもしれませんが、表彰をとる、こういうようなことで町に元気を与える、それが一番私は近道ではないかなと思っています。

それから、町の若い方々は、それぞれで団体があります。商工会だとか青年部であるとかそれぞれで活動されています。そして、高齢者の団体ということで、端的に言えば40代、50代のところがばかっとあいているような感じになっています。ここの方々がどういうふうになっていくか。ここの方を指導するというのは、なかなか苦しいものがございます。そこを飲みに行ってカラオケを歌うかというわけにはいかないと思うのです。こんな講演会をするのですけれどもというので広報で周知したとしても、なかなか厳しいものがあります。

厳しいことばかり言っていて、おまえどうするのだということなのですけれども、非常に悩んでいるというのが私の正直なところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 小中学生が元気になれば、それは一番いい土台ができるわけですけれども、教育長、私もう一つ言いたかったのは、余り切り込んではいきたくないのだけれども、指導体制なのです。それと、私の考え方では、常に教育現場というのは社会教育にとっては図書館であったり、郷土資料館であったり、体育館であったり、公民館である。いわゆる町民センターである。そういうところに本来人を呼んで、あるものを企画して、どうぞ学習してみませんか。そこに教員たる社会教育主事が配置されて、そして教育長にやりなさいなんて言わないです、それは。だから、そういう職員の配置をきちっとすることこそ逆に小中学生も喜んでくれるのではないですか。そして、一般の社会教育団体も相談しやすいでしょう。こんな役場の中にどこに教育委員会があるのかもわからないような、どこに社会教育主事がいるのかもわからないような状況の中で相談に来てくださいとか、来てくれるわけがない。私は昔は出歩いたのです。今まさに接触するそういうことが少なくなって、しにくくなった時代だから、その辺の指導環境を整えていく。さっさと町民センターからこの役場が新しくなったら教育委員会が逃げ出すようでは、ここへ逃げてきたのです。私は反対だったけれども。やっぱりあそこに教育委員会があったら、まだまだ相談に行きます、社会教育団体。役場のそこへ来て、先生、これはどうやったらいいだろうとか、うちの組織は今金がなくて困っているのだけれども、何かいい方法ないだろうかとかと、くだらないけれども、そんな相談から受け付けなければならないはずなのです、本来は。

そういう意味で、私が今言ったように、学校教育と同じように施設とそこにいる職員、そういうような関係を整えてこそ、それからいかに住民がそこへ行って、相談や指導を受けたいという思いに応えられるような配慮ができるかという状況をつくっていただくのは、悪いけれども、教育長の力だなと感じているのですけれども、そういう意味で教育長の論理で答えていただければ、非常に何か心美しく聞こえるのだけれども、現実的に社会教育主事は何やっているのと言われていたことをご承知でしょうか。それも含めて、私が言ったもう少し住民との接触点を多くできるような配慮をとっていただけるかどうか、お願いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育委員会の場所の問題については、私が来る以前からあそこで勤務していますので、町民センターから移ってきた経緯については私のほうでは何とも言えません。

ただ、町民センターに教育委員会があったほうが東海林議員がおっしゃるように相談、あるいは気楽に入ってきて話をするというはやりやすいのかなというふうに思いますが、教育委員会はちゃんと看板もありますし、あそこでやっているということ。どこにいるかわからないということは決してないと思うのです。それから、応接セットもありますし、入ってきて話をする方もおられるわけです。そのときには社会教育のほうで主に担当しますけれども、そこでは、どういうふうに感じられるかはわかりませんが、相談に乗っているというふうに私自身は考えております。

それから、社会教育主事は発令しています。これは、グループ制という中で社教はそのグループの一員として働いています。町の人が社教というのがどういう仕事をしているかわからないというふうになっていきますけれども、正直申し上げて社教本来の仕事は社教主事は今現在はやっていません。社会教育の催し物に協力している、自分の役割を果たしているというのが正直なところでは、社教は何も働いていないのではないかと東海林議員はお話しされるかもしれませんが、非常に苦しい答弁になりますけれども、グループという中で仕事をしていて、自分が本来的に積極的にイニシアチブをとらなければならないような業務にはついていないというのが正直なところでは、

答に窮する場面もあるのですけれども、その場所であっても東海林議員が今ここで質問していただいた相談に来る人が相談しやすいような体制、親身になってアドバイス、あるいは協力できるような体制、これについては自分が最大限努力を払わなければならないものだなというふうには思っていますけれども、一番最初に来たときに俳句の大会がありました。このときには団体の方が来られて、何度か打ち合わせをしていたと思うのですけれども、私は社会教育のほうで担当していましたけれども、やっぱりそのときにはしっかりと丁寧に対応していたというふうに私は思っているのです。ただ、そういうときにあったときには教育委員会は大いにかかわっているかもしれませんが、ただ一般的なおとこで特に文化団体で誰か絵の指導者はいないかとか、誰かこういうような特技を持っている人はいないかという相談というのは余り受けていないのです。

社会教育の課題というのは、何とも自分の中では整理しきれない部分もあるのですが、ただ一つ言えることは、やはり時代の流れとして今この地域社会全体でこういうようなものが求められているのだということ、これが絞りにくいのではないかとこのように思っています。では、おまえどうするのだということなのですが、ただ場所はあその場所で、来る人拒まずという形で、相談する体制はしっかりと今後も整えていくというか、行っていきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再々質問終わりましたので、質問ではありませんけれども、教育長、もう一度社会教育法第9条の2をよく見て、社会教育主事がグループの一員でグループ内で活動している、そんなことではないのだから、社会教育主事というのは。そんないいかげんな教育専門職だったらなくてもいい、そんなもの。学校でいう指導主事と同じ資格で本来市町村教委に入ってくるものだから、それは教育長はわかっているはずなのだけれども、ごまかしているだけだと思って、だけれども今の状況の中でいいと思わないで、だめだと思っている人もいるのだから、それがそうだと少しでも思ったら直すぐらいの気持ちを持っていただきたいと思います。

それで、これで本来は終わりなのだけれども、町長、もし許していただくのなら、この一般質問を提出したときに何でもなかった北朝鮮の北海道を通過したあのばかげたやり方でJアラートがどうなったのか、その対応だけ一言でいいから、中頓別町の対応はどうなったのか、私全然わからないから。これは、本当だったら2人も3人も期限に入っていれば出てきた問題なのだけれども、誰も言っていないから私があえてルール違反をして聞きたいと思うのですが。言いたくなかったらいいです。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

○6番（東海林繁幸君） 以上で終わります。

○議長（村山義明君） ここで休憩をとりたいと思います。

議場の時計で11時まで休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り、会議を開きます。

これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎です。私の1問目は、イベント用備品の更新等について伺います。

先日の夏祭りでは、準備と片づけに多くの方が参加され、負担の分散と軽減が図られたと感じますが、人口減少やイベントの開催意識などを根本から共有できなければ長くは続かないと思います。また、本町が保有するイベント用具は、出し入れや設置に多くの人力、車両等を必要としており、部品の欠損も目立っております。一人一人の疲労が大きくなら

ないよう計画的に更新し、イベント振興につなげる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） イベント用備品の更新等についてのご質問にお答えをしたいと思います。

本町では、団体や実行委員会等によるイベントが多数開催されており、開催の目的や意義はさまざまではありますが、それぞれのイベントが特徴を持って開催されていると理解しております。今後も各種イベントの開催に当たっては、さまざまな形で支援をしていきたいと考えております。イベントの実施に当たっては、開催の目的や意義等を明確にすることにより、携わっている方や参加される方にとってもよりよいイベントとして継続されていくものと思われることから、主催する団体や実行委員会の中で協議を深めることが重要と考えております。

イベント用具につきましては、中頓別町観光協会が管理しているところでありますが、老朽化等により使用不能な備品等もあることは認識しておりますので、今後観光協会等と協議をしながら、更新の方向性について検討したいと考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、イベント用具については、更新の方向性を検討されるということなのですけれども、お答えのとおり、更新の必要性が明らかになっておられるということですから、例えば来年に向けて更新するというふうに明言していただけないかなというふうに思うところで、私も観光協会の一員でもありますし、大きなイベントを主催する中の一人でもあります。主要なイベントでは、準備から片づけまでほぼほぼ参加をさせていただいているので、その中で毎回参加をしている皆さんがやっぱり同じことをおっしゃっていると思いますし、状況もわかっているつもりです。ですので、観光協会等の独断でできるならとっくにやっているとは思いますが、これは絶対的に町全体でやることだと思います。今あるテントなんかは宝くじの助成金などから町を通して購入されたものだと思います。町の備品のお下がりのようなものもあると思います。そういったことで、町内全体で有効活用できることですので、必要性が共通理解としてあるわけですから、早急に対応するべきだと思いますけれども、再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 予算までに現状の把握を適切に努めて、来年度において必要な分についてはしっかり予算を組んで対応したいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 早く対応していただけるということで、ただ町長はどういうふうにお考えになっているかわからないですけれども、例えば今あるものを一気に更新しようと思ったらすごく大変なことだと思いますので、これまでも計画的になかなか更新をされてこなかったから、ある時期になって使えないものがふえてくるというふうに思いますので、例えば特にテントなんかは、人がたくさん来るイベントなんかでいうとその数自体が

足りなくて大変困っていますし、イベントを主催する側としてはそういうふうになっているのですけれども、参加をされるご来場される方々としては、町の高齢化が進んでいますから、地面にブルーシートを敷いただけのところに直接座るとするのは非常に大変なことだと思いますので、テントだけではなくてテーブルとか椅子ももっとあったほうがより町内の行事を長く楽しんでいただけるのではないかなと思うのですけれども、その点だけもう一回確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今おっしゃったように、実際にイベント会場の設営の方法とかも既存の備品でできる範囲ということで今までされてきているところがあると思います。そういう中で、参加者本位で、あるいは設営する側の負担の軽減、その両面を考えて、ある程度中期的にどのような形で会場設営し、そのための備品を今後整備していくのか、そのあたりをしっかりと整理させていただいた上で、計画的には言いつつも早くすべきものは早くという考え方に立ってやっていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） お考えいただけるということですので、状態の悪いものは更新をして、数自体は少しずつふやしていけるような形で考えていただきたいと思います。

この質問については以上です。

2問目は、長寿園の増改築工事について伺います。長寿園の増改築工事が進められていく中でさまざまな疑問が生まれています。過去2回の質問では、特段の問題はないとの答弁でしたが、既存の屋根の形を変える設計などがおくれていて、工事の停滞を招いていると聞いています。一体何が起きているのでしょうか。総額約8億円とされる工事契約額がショートするおそれはないのか。また、工事内容の変更はないか。剥がれた壁、むき出しの配線や配管、騒音の中での生活に利用者はもちろん家族、職員もストレスを抱えていると思います。町行政に対する不満もないとのことでありましたが、この点いかがでしょうか。設計当初から今後の流れについても、改めて順を追って説明していただきたいと思っています。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

長寿園増改築工事での1期工事は、計画どおり完成し、利用を開始しています。また、2期工事については、既存施設を利用しながら工事を進めていますが、特に工程のおくれ等は生じておりません。屋根の設計変更については、現在方法等について検討していて、間もなく方向性をまとめるところです。工事費や設計管理費については、屋根の設計変更にもよりますが、現時点では債務負担行為で議決された8億円の範囲でおさめたいという考えであります。

施設利用者が利用している中で工事を行っているため、利用者及び家族、職員の皆様方にはご不便をかけていますが、できるだけ騒音、粉じん等の作業は速やかに終わらせるよ

う指導いたします。

本工事の流れについては、平成27年度、設計業務、平成28年度には増築部の建設、平成29年度には既存施設の改修、平成30年度には既存管理棟及び養護棟の増改築及び外構工事を行う工程となっています。特養棟の屋根については、本年度に予定していましたが、変更内容によっては来年度に延ばして施工することになる可能性もあるかというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今のお答えからすると、基本的にはおおむね順調というお答えだと思うのですが、私は見る限りは大変不便な設計、施工ではないかなというふうに思います。昨年新設された特養棟の正面から入っていけば直線通路になるところがことしは封鎖されていて通れない。なので、特養の事務所のほうまで行こうとしたら恐ろしい遠回りをしなければならなくて、知らないで来られる方が皆さん戸惑っているということで、職員の方が廊下の床にテープで矢印を張って対応しているというような状況があって、これはもともとそういう工程だったのかということと、配線なんかも何度もつなぎ直すためにずっとむき出しのままになっているというふうに聞いたのですけれども、この点いかがか確認をさせていただきたいと思います。

それと、屋根の設計変更と予算の関係なのですけれども、屋根の変更がなければ予算どおりおさまるという見直しになるのか。また、屋根の形の変更についてももともと回廊をつくったわけですけれども、設計を変更することになっていたのか、この点についてまず再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） ご説明いたします。

電気等の配線につきましては、もともとから既存の棟を使いながらやるということだったので、ある程度天井をとった中で作業をするということで考えていましたが、この間私もちょっと確認はしたのですけれども、かなり配線等が出ている部分を確認しましたので、その辺につきましては指示して、ある程度隠して作業するような形で進めてくださいという形の指示はしております。

それと、屋根の関係に関しましては、もともと屋根は今のお風呂場あたりですか、その辺の屋根を改修して直すという形で設計していましたが、去年の暮れからことしにかけて、既存の養護棟のほうの軒先等がかなり壊れているので、その辺のほうも含めた中で改修を行ったほうがよろしいのではないかとということで、ことしの春先に再度設計を見直す形に考えています。それで、ことし6、7月ぐらいに屋根の部分の中を全部調査した結果、やっぱり古いものですから、かなり傷みがひどいもので、それにお金が少々かかるという形で考えております。現況で大体ことしはそれを含めた段階で、まだはつきりとは言えませんけれども、7億9,000万円程度で全体的な工事が終わるのではないかとという形で考えております。はつきり出るのは、1カ月、2カ月先にはなると思いますけれども、それ

ぐらいになると全体的な工事費用を提示できるという形で考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 済みません。今ちょっと1点聞き忘れたのですけれども、今現在の既存の厨房とか入ってすぐの食堂というか、大きい広間、あそこら辺も何かことしやるような話があったかなと思うのですけれども、その点、今特別何もしていないとは思っているので、どんな状況というか、やるか、やらないかとか、そういったところについても再度お答えいただきたいなと思いますけれども、7億9,000万円ぐらいになるかなというお話でしたけれども、工事のほうではなくて、備品の購入のほうで長寿園のほうで物を選ぶのに大分苦勞されていたようでして、もともと想定していたものよりも価格を抑えた中でよりよいものということで、これは思いのほか工事費のほうに予算がとられているということなのか、これもちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、今回この設計をされた株式会社アイエイ研究所という設計会社になりますか、中頓別町ではこども館などの設計をこれまでもされているようで、今回長寿園側で依頼したということになるのですか。町側なのか、ちょっとわからないのですけれども、旭川市の会社ですよね。ですので、似たような気候なので、雪の問題とかもわかっていただけそうなものかなと思うのですけれども、何か聞くところによるとほとんど現場のほうに来られないということで、施工業者のほうで設計を書き直したりしているということを知ったのですが、実際そうなのか。施工していく中で、工事を進めていく中で消火栓の位置が問題になったり、必要なものが設計の中に入っていなかったり、何かいろいろと不備があるようなことを聞くので、この点についても確認をさせてください。

それと、事業の関係で、町の事業も含めてなののですけれども、今委託で建築士の方がいらっしゃるようで、これは町としてやる全ての公共事業のために来られているのか、長寿園の工事期間の中だけなのか。また、その費用はどの予算の中で雇っているのか。増改築工事の費用なのか、町の予算なのかというところで、その方が来られてからだと思うのですけれども、比較的規模の小さい工事でも今まで提出したことのないような多くの書類を要求されるというようなことも聞いたので、これは何か変化があったのか。どういったことで書類が多くなっているのか、会議が多くなっているのか、この点について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 1点目の厨房の施設の天井の部分に関しては、厨房の施設自体の天井の関係は、ナースコールだとか電気の配線だとかをあそこから引っ張ってこなければいけない部分をやる工事をやっています。基本的には向こうの棟の工事は来年という形になります。

備品購入については私ではないので、3番目のアイエイ研究所の関係なののですけれども、これは、アイエイ研究所は設計の段階でたしかプロポーザルで何社か施工等を聞きながら、その中でアイエイ研究所を選んだという形のプロポーザル方式になっております。

それで、現場のほうに来ていないのではないのかという話なのですけれども、基本的に2週には1回だとか現場内での打ち合わせ会議をしていますし、私方が入る打ち合わせ工事なんかは、1カ月に1度全体で集まりながら全体の工程だとか、不便なことだとかそういうのを打ち合わせながらやっております。また、日々のものはネットだとかを使いながら、インターネットで連絡をとりながら、工程だとかそういうものを管理して要望を聞いている、工事を進めているという形なので、来ていないので、わからないという形はないという形に思っております。

もう一つ、指導の関係に関しましては、以前も説明していると思うのですけれども、建設技術センターのほうから建築の専門家の人に来ていただいて、管理だとか設計だとかそういう我々ができない建築の部分のほうの指導をしてもらっているという形になっております。予算のほうは、財産管理のほうで上げております。

そして、業者のほうで今までない書類が多いのではないのかということはあるのですけれども、それは基本的に今までちょっと少なかったもので、正規につくっていただくような形で指導をしていると。そういう指導をもとにしておけば、今後いろいろな道の仕事だとか開発の仕事だとか受けるときに困らない程度の書類を出してもらっているということが現実で行っております。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 私のほうからですけれども、備品の関係であります。備品の関係の金額については、当然備品購入は工事とあわせて購入していかなければいけないのですけれども、代金につきましては工事とは別に考えていますので、工事費がかかったから備品を安くおさめるとかということではありません。あくまでも入札した結果安くなった。どんなものでもいいから安いもの買えということではあることではありませんので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。ぜひ予算の範囲内でいいものをつくっていけるように見ていっていただきたいなと思います。

この質問については以上です。

それでは、3問目は、交付税の算定ミスは深刻と題して伺いたいと思います。普通交付税の今年度交付額が確定し、中頓別町は法人税割の把握ミスで交付額が大きく減額されることになり、不名誉な話題として取り沙汰されています。議員への説明、新聞報道、行政報告、広報での謝罪というような流れでありましたけれども、知らない、理解できないという声が多いです。2億円を超えるこの大きなミスは、地方交付税法で想定する錯誤、思い違いのレベルを逸脱しているというふうに思います。今回の誤りはどのようにして起こったのか、町民がわかるように説明していただきたいと思います。また、再発防止のため厳然たる処分、大規模な人事異動も必要ではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 交付税の算定ミスにかかわる質問についてご答弁を申し上げます。

普通交付税の算定方法は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて、財源不足額により交付されるものです。基準財政収入額とは、その年に町の収入として納入される見込み額として町民税、固定資産税、軽自動車税等の税金や地方譲与税、地方消費税交付金等の国から配分される交付金等により算出されます。今回のケースは、この基準財政収入額の算定において町民税の中の法人税割額の算定に誤りが生じたもので、本来町民税収入として見込めない額を含めて報告したことによるものです。

法人税割額は、法人税申告書から転記して積算しますが、その折納税義務者、会社のうち中頓別町に所在する事業所の標準税額分とするところを全社分の数値を用いて算出したことにより、町の収入額が本来よりも過大となってしまう、財源不足額が少なくなったことによるもので、担当部署で決裁しておりますが、誤りに気づかず、報告してしまったものです。

今後再発防止のため町独自の昨年度数値を確認できる比較表を作成するとともに、財政担当部署の合議を受けて、チェック体制をより厳重に行うこととしています。

職員の処分については、中頓別町職員懲戒処分等の基準要綱に基づき、当事者と監督者に対して訓告処分を行い、また全ての職員に対して各業務におけるミス防止に向けたチェックのあり方を改めて検討、確認するよう申し伝えてきたところであります。本件を捉えての人事異動を行う考えは、現段階ではないということであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 結構ご答弁いただいた中でボリュームがあるので、ちょっと分けてお伺いしたいなと思うのですけれども、まずこちらというよりも、星川議員もこの後同じ趣旨の質問をされると思うのですけれども、そちらのほうは私のほうで詳しくはお伺いしませんけれども、まず1点確認をさせていただきたいのは、星川議員の質問と答弁にある基金の取り崩し、当初の説明では今回の交付税の減額によって予算総額から約2億2,000万円が足りなくなるということだったので、私はその分を取り崩すということをおっしゃっているのかなと思っていたのですけれども、星川議員の質問への答弁からは法人税割だけの減額額2億5,700万円を取り崩すと読み取れるので、臨時会で町長はできる限り予算であるとか基金の取り崩し、こういったものについても減額をしていきたいというふうにおっしゃっていたのに、結局そのような対応しかとれないということになったのか、この点も確認させていただきたいと思います。

それと、これも臨時会のお話なのですけれども、町長のご答弁に関連して、私は滝川市の例を挙げて、基金の取り崩しではなく減給であるとか行政全体で責任をとるべきではないかとお伺いしたのですけれども、町長は旭川市の例を挙げて、本町と同じようなことが過去に起きているけれども、処分がなかったようなところもあるというようなことをおっしゃっていたと思います。皆さんにもいらっしゃると思いますけれども、私も他の自治体の職員に知り合いがいて、旭川市にも何人かいるので、聞いてみたり、自分

でも調べてみたりしたのですけれども、町長のご答弁と同じ内容かはわからないのですけれども、平成27年度に交付税申請の際の記入漏れというものがあって、約6億円減額されたということがあったようで、ただこのとき市長は報酬を減額されたようです。これは定かではないのですけれども、担当職員については退職をされたのではないかとということも聞きました。また、これは平成27年度に起きたことなのですからけれども、その約6億円の返還というのは平成30年度になるということが平成27年度時点で既に決まっているような感じだったのです。なぜか本町では来年度には返ってくるとおっしゃる町民の方が何かすごくふえているような感じがして、広報を見てなのかわかりませんが、決してそういう書き方はしていなかったと思うのだけれども、これは消滅はしないということですから、交付の時期も決定したのか確認したいと思います。それと、この点は私が知り得たのとは違う事案のことをおっしゃっていたということであれば、それはいつどのような内容だったのか。同じであれば、なぜ認識の違いがあるのかについても確認をさせていただきたいと思います。

そして、やっと私の質問への答弁に対する再質問なのですからけれども、まずは今回は全社分の数値を用いて積算したことによるという答弁なのですからけれども、これも説明を受けた当社は本社分ということでした。これは同じことなのか。本社だけと全社というのでは私は何か違うような気がしたので、この点も確認をさせていただきたいと思います。ですから、これはちょっと本社分なのか、全社分なのかかわからないのですけれども、根本的になぜその数値を用いて積算するという過ちが起きたのか。中頓別町に所在する支所等の分を割り出すために本社分、または全社分の数値が必ず必要になるということなのか、この点についても伺います。

そしてまた、その結果一体幾らと報告してしまったのか。発覚直後の臨時会で伺ったときには、法人税割分では約800万円、これは前年度に得た実績ということになると思うのですけれども、そのようなお答えだったと思います。その後、私自分でも調べてみたのですけれども、何か簡単に誰でもわかるようで、前年度以前の実績というものが出てきました。それで、前年度、平成28年度の基準財政収入額を見たところ、中頓別町の法人税割は270万円ぐらいだったかなというふうに思います。ちょっと数字は正確かわかりませんが、交付額が約800万円ということだったので、需要額は約1,000万円から1,100万円くらいということになるのでしょうか。これが正確かどうかはわかりませんが、このような具体的な説明は一切ないので、平成29年度、今年度の決定額についても確認をさせていただきました。平成28年度を見てからだったので、ちょっと見間違いかなとは思ったのですけれども、私の見間違いでなければ2億六千数百万円という感じになっていると思います。ですので、需要額が約1,000万円ぐらいであれば、800万円のプラスどころか2億5,000万円のマイナス、減額になるというのも納得せざるを得ないところかなとは思っているのですけれども、この点一体どのような法人の本社、または全社というものを含めるとこのような大きな金額になるのか、これにつ

でも答えていただきたいと思います。また、今私が申し上げたような内容で正しいのかどうかについてもお答えいただかないとちょっと話が進まないの、まずこれらの点を再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 数値的な部分は、後で政策経営室のほうから補足をしていただきたいというふうに思いますが、まず基金の取り崩し額のご質問については、今回の純粋に報告の誤りに基づいた不足分は2億5,700万円で、前回2億2,000万円と言ったのは、交付税として現在予算計上している分に対して実際に入ってくる交付税がそれぐらい減るといふところでの数字の違いというふうにご理解をいただければというふうに思います。星川議員のほうの答弁になってしまうのですけれども、2億5,700万円を取り崩すというふうにご理解されかねないのですけれども、決してその金額を崩すということではなくて、ゼロとはいかない可能性は高いのですけれども、本当にできるだけ取り崩し額を少なくしたい。せいぜい数千万円程度の取り崩しの範囲でできないだろうか。これは、ただ今後特別会計の動向とか、そういうところを見ていかなければ、ほかの要因で繰り出しが多くなったりとかということもあり得るので、今の収入の見込みでいくとその程度の範囲でできるのではないだろうかというような認識を持っております。

それと、処分の関係については、私も直接確認したわけではなく、又聞き範囲だったので、申しわけないのですけれども、ちょっとそういう認識はなく、直接調べたりというふうなこともなかったの、もし発言に誤りがあったのであれば陳謝したいなというふうに思います。

あと、交付の時期でありますけれども、地方交付税の検査に関しては3年に1度検査があるということで、錯誤等の取り扱いについては基本的にはその3年に1度の交付税検査のときに処理されるということで、旭川市が平成30年度に交付だとしたら、多分平成27年度の交付分を平成29年度にその交付税の検査を受けて、平成30年度に交付になったというようなことではないかと推測されますが、うちの場合も実はことし交付税検査の年に当たりまして、今度は平成32年に交付税検査があって、そして平成32年のときにやったら返ってくるのは平成33年になってしまう可能性もあるのです。ただ、町にとっては非常に影響が大きいので、今は今年度これから行われる交付税検査のときに今回の錯誤分を特例として取り上げてもらって、そうすることによって何とか来年度に収入が確保されるようにできないだろうかというようなことを先般道を通じてお願いをしているところであります。そうすれば来年度の収入確保ということにつながるかなということでもあります。これは、10月までには少なくともわかると思うのですけれども、そのような取り扱いがどうなるかということでもあります。

あと、前回の説明で本社分というふうになっていましたけれども、これはそれが誤りで、あくまでも全社分の数字を入れてしまったということでもあります。というのは、例えば100人の会社があれば、100人のうちその事業所に何人の職員がいるかによって法人税

割を案分することになるのです。だから、通常本社といえば本社にいる人間だけで計算する数字になりますけれども、そうではなくて案分する前の数字を報告していたということなので、正確には全社分ということでした。前回の誤りについては、訂正をさせていただきたいということです。そういう中で、今回誤りのあった分というのは3社……多分間違はなく3社分ということであります。

あと、詳細については、政策経営室のほうからまた数字のほうは説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 基準財政収入額の詳細についてご説明いたします。

先ほど話がありました基準財政収入額、均等割の法人分なのですが、ちなみに平成28年度実績でいきますと、平成28年度の算定額です。これが444万8,000円という数字が正式なものです。ですので、多分とられた数字の違いはあるのかもしれませんが。そこはちょっとうちのほうでこれは正式な数字ということで押さえていただければと思います。今年度の部分ですと、正規でいきますと867万8,000円の法人税割を本来ですと算定として出てくる数字というふうには押さえています。それが先ほど町長から説明があったとおり、数値の報告誤りによって2億6,608万8,000円という数字を上げることになったと。その誤差が約2億5,600万円というふうにはうちのほうでは捉えているということであります。

それで、交付税検査なのですが、補足ですが、10月下旬に開催する予定で今進んでおりまして、日程のほうはほぼ固まりつつあるのですが、今そこで通常当該年度では取り扱わないと言われるいわゆる平成29年度の交付税算定検査においては平成29年度の交付税算定額というのは通常取り扱わないのですが、今回特例としてこの件だけを上げてもらうように理由書を上げて、今道のほうに申請している最中でありまして。その結果というのは、先ほども町長がお話ししましたが、もう間もなく取り上げていただける方向になるということで結果が出ると思われまして。そういうことで取り上げていただけるとなった場合、10月に行われる交付税検査においてその額を錯誤として認められるという形で、認められた場合来年度の普通交付税の算定にその分が錯誤分としてのっかっていくという予定になっております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 前年度の数字は大分私間違っていたなと思うので、その点は申しわけなかったですけれども、今年度出ていたのは大体見たので合っていたのかなと思います。約2億6,000万円、収入額の法人税割で2億6,000万円というのが間違った数字なわけですけれども、これは私が見た中ではこの金額だとしたら例えば江別市とか岩見沢市などの大きな都市よりも多い金額であって、道内では多分石狩市に継ぐ経済規模になるような数字の間違いになったということです。先ほど本社ではなくて全社分ということで、全社分が入るとそんな大きな金額になるのかと先ほどの質問になるわけですがけれど

も、今説明を聞くと心配はないかなと思うのですけれども、ちょっと一部気になる声があって、本社分とか全社分ではなくて、実は単純に計算を間違っただけなのではないかという声が町内ではあったりしまして、いつもの数字の100倍したぐらいの額かなと思ったのだけれども、さっき数字が違ったので、これは心配ないかなと思いますけれども、この点についても間違いないか教えていただきたいので、できることなら証拠といいますか、例えばその算定の流れがわかる記録であるとか文書等、今すぐではなくてもいいので、もし可能であれば出せるものは出していただきたいなというふうに思います。

最初のご答弁の内容が大分はっきりしましたので、最初のご答弁の後段のほうについてもお伺いさせていただきたいと思います。本件を捉えての人事異動を行う考えはないということですが、正直なぜというふうに思います。はっきり言われないうところがたくさんあるので、答弁のほうでいうと今回の担当部署というのは、はっきりどこなのか。今後合議を受けるようにしている財政担当部署というのはどこなのか。当事者と監督者とは誰なのか。別に断定するわけではなくて、その役職であるとか部署の名称ぐらいはお答えいただいてもいいのではないかなというふうに思いますので、可能であればこの点も確認をさせてください。

それと、今回の訓告という処分は、訓告というのはそれだけでは私は非常に軽い処分なのではないかなというふうに思います。ここ最近では訓告以下の処分が、処分と言えいいのかわからないですけれども、ふえているように感じます。国保税の問題なんかでも嚴重注意であったりとか、例えば免職であるとか停職であるとか減給、戒告、いわゆる4懲戒と言われる懲戒処分、こういったものにはできる限り該当しないように指導ということであれば、私は軽目の処分の場合こそかえって異動はしてもらったほうがいいのではないかなというふうに思います。視点を変えるために一度異動して、外からもとの部署を見たり、携わったりすることも必要なのではないかと。町長、そういうことを職員に指導できないのだったら、私はこの職場に指導力はないし、だとしたら職員を育てることもできないというふうに思います。また何かそういうことを言えないおかしなパワーバランスがこの役場にあるのか伺っていきたいと思いますけれども、また当事者とか関係者だけを何かあったときに異動させてしまったら目立ってしまうということなら、本当にガラガラポンするぐらいのことが必要なのではないかと。こういうことが起こるといことは、適材適所というのなかなかおわかりになっていないのではないかなというふうに思いますけれども、いかがか。

大きなミスを犯したりしたら、処分がされて異動させられるということと、同じ部署に同じ職員を長く置かないということも民間では当たり前のようになっていることなのです。長く同じ部署にいと、ひどい内容ですけれども、横領であるとかそういった不正がしやすくなる。不正とかはなくても、怠慢が起こる可能性が高くなるというふうに思います。気の緩みとかを防ぐためには、新鮮な場所に身を置いてもらうしかないというふうに私は思います。これまで副町長を設置しても、課の再編を行っても、ベテランの職員がいても、

ご答弁からすると誰も確認せずに決裁を通してしまったということになると思います。公文書等の間違いも減らない。これは、本当に町民の皆さんおっしゃっています。正直よくなるどころか悪くなっている。それなら今までどおりのほうが、変わらず何もしないでいるほうがまだ良かったのかなと私は思ったりもします。

また、こういう不祥事が起こるたびに、どこでも言うことなのでしょうけれども、チェック機能を高めると言っておきながら、今回の件というのはとうとう中頓別町行政の歴史上最大の汚点とも言える出来事になってしまったのではないかと、ほかにもあるかもしれないですけれども。ということは、チェック機能を高めるとおっしゃるけれども、チェック機能そのものが本当に存在しているのかな、存在すらしていないのではないかなと思うところなので、この点についても確認をさせていただきたい。どの職員が例えば今どういう仕事をしている、チェック機能だけではなく、こういうチェック機能もどういう仕事をしているか把握できているのでしょうか。そんなシステムないのではないかなと思うのですけれども。これも何回もお伺いして申しわけないですけれども、グループ制って本当に何のためにあるのだろうと。私は、文書の間違いを何回も言ってきたのですけれども、やっぱりこういうことをしっかり直していかないと大きな問題につながるということではないかなというふうに思いますので、大きな改革が必要なのではないかなと思うのですけれども、町長、この辺いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、一番最初の間違いの関係なのですけれども、法人町民税の申告書を見ますと、一番上にその法人が納めた、全体です、国の法人税額を納めた税額が入るのです。いろいろ引いたり、足したりする項目があって、最終的にはその法人の町民税の課税標準となる額が出てくる。これは、法人が全市町村に合計で納めるわけです。その額に対して、それぞれ市町村の税率を掛ける前に全社の従業員数とこの町にいる従業員の数を案分するのです。細かい数字はないですけれども、例えば全社で100人いて、中頓別町に3人しかいないとすれば100分の3と。掛けるその標準税率を掛けて、その町の町民税額、町の法人税割、法人町民税の額があるのですけれども、その人数が案分を掛ける前の数字を拾ったことによる間違いです。だから、最終的に集計する表に転記する際に、本町分ではなくて全社分の数字を入れたことによって集計額を間違えたというものであって、そういう転記のミスというのがベースにあったということです。これは、今回道のほうにもいろいろ行った際に、幾段階かで町が報告した後にもチェックが働き得るチャンスがあったかもしれないのですけれども、結果としてはそういう形にもならなかったというところであります。もちろん第1次的にというか、全ての責任は町の責任ということであるので、そこは理由になりませんが、改めてミスの防止はみずからの町がしっかりやる体制を持っていなければ防止できないものだというふうな認識に立っていくことは必要かなというふうに思います。

それと、今回の担当部署は、報告に当たったのは税を担当する総務課住民グループであ

りまして、当該職員については担当したのはその担当をしている主事、それと監督者というのはその部署の主幹ということでもあります。最終的に交付税そのものは、今でいえば総務課政策経営室の担当になるので、住民グループだけの決裁ではなくて、政策経営室のほうにも合議を回すことによって二重のチェックをできるようにしていきたいということでもあります。

それと、職員の処分に関してでありますけれども、これは処分に関する町の基準がございまして、それについては職員の中で審査委員会が庁内で設けられていて、その基準に照らして委員会の報告に基づいて私どものほうで処分を決定しているというものであります。これらの基準が甘いのではないかというご指摘かと思えますけれども、改めて今後の綱紀を粛正していく上でも現制度でいいのかということについては、その審査委員会なども通して検討してもらいたいというふうに思います。

あと、これらを今後防止していくための対策としての人事異動というふうなお話でありますけれども、後からおっしゃっていたように長く同一の職員がその部署にいるということは、多くの弊害も生むということはあるというふうに思います。ただ、今私が思っているのは、直接担当する職員、それは当然初めて担当するという業務になるので、チェックする側にはその業務を既に経験したその部署におけるキャリアの長い職員がいて、そういう流れでチェックが二重化するというような形をとりつつ、さらにそういうきちんとしたチェック機能が働いているかということろを管理監督していく課長なり、主幹なりがいてというような組織になっていくことが一方で必要だというふうな思いもあります。

グループ制っていろんな意味を持って始まったものでありますけれども、一つの背景としては、全体として行政の職員数を削減していかざるを得ないと。一方で業務はふえると。これをどう解決するかという中で、従前のような1人1係、かつては1人が3係の係長兼務とかそういったようなことをやって、縦割りでやっていくには無理だという中で、一定の業務を1つのグループにまとめて、その中で先ほど言ったように職員の経験をつないでいって、全体として仕事をこなしていけるような組織にするというような趣旨目的でありますので、今急激に職員が退職し、新しい職員が入ってきたという中で、その体制をつくり上げる過渡期にあるというふうにご理解いただきたいというふうに思っています。

十数年前から町が本当に財政が厳しい時代の中で、職員の採用を抑えるということをやっとやってきたという中で、ある意味財政的には非常に大きな貢献をして、今の多くの基金を積むという形で残してきましたけれども、職員の立場で見ると給与は削減をされ、かつ職員数も減って、かつ仕事がふえるという中でやってこざるを得ないそういう中で、ただその時点では多くが経験のあるベテランの職員でやってきたので、大きな事故等もなく何とかこなしてきたのかなというふうに思いますけれども、余りにもそのブランクが大きくて、今新しく入った職員のみならず非常に頑張ってくれているというふうに思いますけれども、まだ追いつかないところがあるというのが現状なのかなというふうにも思っています。もちろんこれはミスはあってはならないという大前提でありますけれども、そんな

らない体制をしっかりとつくっていくために、さらに組織のマネジメントをしっかりとやって、先ほど申し上げたような体制になるようにつくっていく努力をしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そもそもチェック機能がないのではないのかというような厳しいご指摘もありましたけれども、時間、仕事の流れ、そういう合理的、効率的な業務体制を何とか再構築して、今の行政ニーズに対応できる役場にしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） チェック体制ということで今町長おっしゃった新人と経験者、これを1組、ツーマンセルのような形でやっていくというのはいいことだと思います。ただ、採用停止のブランクがあって、なかなか年の差もありますから、その点やはり行政の本分は税の賦課徴収であって、それがあってこそいろいろな事業に取り組めると。ですから、説明なんかは歳出からされていますけれども、一番大事なのは歳入、ですから入るをはかりて出るを制すということを合い言葉に今後お仕事に励んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、議席番号7番、星川です。私の質問なのですが、午前中に宮崎議員が私の内容まで入っていきまして、再質問というところまではちょっと今手間取っているわけなのですが、何とか時間内で質問させてもらいたいと思います。5分で質問は終わりますので、皆さんおなかいっぱいのところ眠いかもしれませんけれども、5分だけ時間をかしてください。

それでは、私の質問をさせていただきます。普通交付税算定の国への報告ミスについてでございます。このことは、先ほど宮崎議員からの質問もありましたけれども、臨時議会を設けまして報告されましたけれども、その中身で多々多々疑問な点が私には浮かんできましたので、それについて質問させていただきます。行政内部、特に総務課内で大きなミスが頻発している原因は何かです。新聞報道で皆さんも見たかと思いますが、総務課長を兼ねる副町長が再発防止のためにチェック体制を強化したいと答えておりましたが、具体的にどのような方策をとるかお伺いいたします。

それとあわせて普通交付税の算定を誤って報告したため、今年度2億5,700万円が

交付されないこととなりました。その穴埋めに財政調整基金を取り崩して対応する予定としておりますが、この基金の1年間の2億5,700万円の利息は幾らになるのでしょうか。また、誰がその利息を補填するのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

まず、冒頭、先ほど宮崎議員からもご質問をいただいた件で、この普通交付税の算定誤りという事態を起こしたことについて改めて深く陳謝を申し上げたいという思いです。普通交付税基礎数値報告に係る再発防止策として、基準財政収入額及び需要額とも基礎数値の報告に際して前年度数値、今年度報告数値、増減額、率、増減率が大きい場合のその理由を記述するチェックシートを作成し、必ず決裁に添付し、複数職員で記載の数値の確認を徹底してまいりたいと考えております。また、収入額については、財政担当部署の合議を受けることとしております。

誤って報告したことによる不足額2億5,700万円については、財政調整基金を取り崩して対応する予定としており、取り崩し額に係る利息額を算出しますと、現在の利率では年利額は約3万9,000円となるところです。今後この補填ということでありませけれども、内部管理経費の節減を徹底して歳出の抑制に努め、財政調整基金の取り崩し額の縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長が答弁いたしました、このチェック体制強化を述べられましたが、私はこれが当たり前のことだと思えます。隣にいる元職員に聞いたら、こんなの一目で発見できるよと言う元職員がおります。それでもチェック体制ができなかったのは何なのか。今までどのような手順で決裁を行っていたのか再度お伺いいたします。

それと、先ほど来宮崎議員の質問の答弁にもありましたけれども、確かにミスをしたのは町です。でも、その上には宗谷総合振興局、そして道があります。これもまたここ言ったら申しわけないのですけれども、チェック体制がなっていないと。これは、本当に地方公務員の今の悪いところです。マンネリ化。忙しいのか、町長は業務が忙しいから、なかなかチェック体制までいかなかったというような趣旨で発言したと思えますけれども、今回は町民の財布です。肝心かなめな財布がなくなっていくのです。基金があるから、それを取り崩せばいいというものではないと思えます。そして、来年度には2億5,700万円、これは道のチェックミスもあるからこそですね。特例で何とか来年度にはこんな小さいような町村に、特例の特例ですよ、これは。多分そうでは、私の感ずるところです、そのような特例を出してまで追加交付してくれるのではないかなと。これも10月いっぱいにならなければわからないということですので、来年度追加交付になれば、これも道の配慮ですよ。それも本当に町、振興局、道のチェック体制の甘さは、これは本当にもっともっと今後、この小さな町、交付税で生きている町です。法人税もあるわけでも、

誤ってこれは大変な金額になったから、あると思うのですけれども、それと町税だっ
れば抜けている町ではない。本当に町税もない小さな町、交付税で生きる町の職員が大ミ
スです、これは。前代未聞です。それを町長はその職員に対して人事異動もしない。今後
もっと強化をして、今の体制で頑張っていくと申しましたけれども、これはやっぱり町民
に対しても示しです、1つは。職員に対しても示したと思うのです。やっぱりミスをした
らミスをしたなどの罰を与えるのが本来ではないのですか。民間企業なら本当に首です、
これは。そういったところをもっともっと先頭たる町長は、町民のことを町民の目線で物
事を考えてもらいたいと思います。

それと、財政基金、今回こんな年利、0.015%、年間にすれば約4万円ですか。で
も、これにしてもされど4万円です。たかが4万円かもしれないけれども、されど4万円
です。これは、町に損失を与えた町長は考えていないのですか。それも答弁をお願いし
たいと思います。

それと、財政基金なのですからけれども、平成28年度現在残高で8億7,800万円だっ
たかな、多分あると思います。取り崩せば6億2,000万円ぐらいなのですからけれども、
これに対して1年物、2年物、3年物と預貯金があるかもしれませんけれども、この年利、
金利、利息0.015%ですとみんな同じ金利なのか。私もこれはちょっと聞きたいと
ころでありまして、それもひとつご報告願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） チェック体制がなくなっていたという点については、本当にご
指摘のとおりということでお答えする以外にないかなというふうに思っています。当たり
前のことを当たり前でできる組織として、ミスを生まないそういう組織にしていきたいと
いうところをこれからしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、その点については
重ねて重ねておわびを申し上げ、ぜひ今後に向けてご理解を賜りたいというふうに思いま
す。

道のお話もありましたけれども、これは道の責に期すべきものでないというふうに思っ
ております。かつていえば昔は道の地方課という、そこには非常に市町村行政に精通した
プロパーの職員がいて、市町村の職員もそういうベテランの職員にいろいろ教えていただ
いたりとか指導していただいたりしていく中で、こういった事務が流れていたということ
です。検収調書とかそういったものもいろいろありまして、こういうことがその段階でミ
スとして発見しやすい、発見できるような体制になっていたのは確かです。ただ、地方分
権改革以降市町村自体の自立ということが一方で言われ、道のほうの体制も変わっていく
中で、今はもう本当に町がしっかりこういったことを起こさないという考え方に立ってい
かなければならないものだというふうに思っております。そういう面で、だから道の責任
もあるから特例的ということではなく、本当にこういう小さな財政力のない町の窮状を
救うというその1点で配慮していただいたもの、これは最終的には総務省の判断になりま
すので、どうなるかというのはわかりませんが、そういうことで今お力添えをいた

だいているということでもありますので、そういうふうにご理解をいただければというふうに思います。

それと、私は、この金利、今は確かに低金利で、金額にすると本当に4万円足らずの金額となっていて、だからよかったとか、これを損失でないというふうに捉えている思いは全くありません。一円たりともこういったミスによる欠損と申しましょうか、減収が、負担がということでしょうか、新たに生じるということについてはあってはならないというふうに思います。ただ、この補填ということにつきましては、今後どういうことでやっていくかというのはありますけれども、庁舎の執務室の温度を少し寒くても我慢してもらうとか、そういうようなことを積み上げながらやっていきたいというふうに思っています。

言いわけということではありませんけれども、職員の給与については、いまだにいわゆる国公基準、本則よりも一部減額をして、まだ完全に回復していない状況で今の財政の健全化の中に職員もそういうところで我慢をしてもらって、そういう基金を積み上げてきているというような経緯もあります。だからという話でもありませんけれども、これは単年度で終わるのか、あるいはもう少し何年かおくれるの交付になればこれが何年か分ということになる可能性もありますけれども、この金額以上にしっかり今の歳出を洗い出して、削減できるものを削減していくという中でいきたいというふうに考えています。

職員、人事異動もなくという話がありましたけれども、先ほどちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、職員は本当に今回の件では猛省をしてもらっているというふうに思っていますし、私もこの問題があって、全職員を集めて、全ての職員、全員集まらなかったということもあったので、2回に分けて全ての職員に対してこの問題の重大性、今後の再発防止に向けた取り組みの重要性ということを話をさせてもらっています。そういう中で、今後職員を大切に育てながら、そういうミスのない組織に変えていきたいというふうに取り組んでまいりますので、そういうところでご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 私のほうからご質問にありました財政調整基金の状況についてご説明したいと思います。

先ほど星川議員が言われたとおり、現在8億7,800万円という中で4本に分割して証書を保管しております。その4本それぞれに満期日がございまして、全て1年物の定期ということで、1年定期での設定しております。ですから、利率はその定期の満期が来たときの利率が適用されて、1年間でその利息がつくと。今の金利が0.015%でありますから、満期がもう既に来ているものを含めて、その利率で新たに書きかえされているという状況になっております。

以上です。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 今回の部分に関しましては、先ほどの質問にあったとおり、総

務課住民グループで決裁を行っているということでもありますので、担当者から含めて全部で5名の決裁を受けていますけれども、ただ直接的には関係する部分の方については、その要素としてわかるところはあるかもしれませんが、正直言ってそれ以外の者に関してはその数字について得ることはなかなか難しい。ましてや今回の部分については、前年度の比較する数字がない中での決裁ということでもありますので、見た者に関してはそこに記載されている部分以外に情報を知るといった機会がない中での決裁であったということでもありますので、そこを今回答弁させていただいているとおり、そういうことがわかるようなシステムに切りかえて対応をやることによって、そういった単純なミスをなくしていくということにつなげていきたいということでもありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、こういうことを再々質問で言っているのか、悪いのかちょっと私も戸惑うわけなのですけれども、そこで副町長にお聞きします。副町長は、今まで経験豊富ですよね。それで、何でこういう失態を犯したのか。仕事が忙しいのはわかります。でも、本当に前代未聞です。あってはならないこと。やっぱりもっと謙虚に、これは副町長もうちょっと謙虚に私が悪かったとかそういうぐらいで、私もだから何だということはいけません。でも、今回と国保税の件もつながって、今行政内には何ら本当に、先ほど来宮崎議員も言いましたけれども、グループ制、要するに住民グループ、それから財政担当課とあって、そして何で、ここに今長尾参事がいますけれども、そういうところにまで目をいかせないのか。一番大事なところだと思うのです。それをやっていけば、こんな本当に大きなミスです。私も臨時会るとき言いましたけれども、昨年度のと決算書を比べて何でやらないのだというところ。一番大事な台所の金を相も簡単に、悪いけれども、新人職員がやって、流れ、流れ、流れ、決裁ですよね。そんなこと本当にあってはならないことを行政はやっているのです、今。それに対して町長は、私はこれは町長もうちょっと反省して、損失を与えているのですから、私が辞職ではないけれども、定年退職ではないけれども、やめたときにはこの分を補填しますというような意気込みも私はあっていいのかなと。今任期中にこういうことをやったら、補填すればそれはひっかかりますから大丈夫です。その後のことです。そのぐらいの覚悟で、職員の失態を私が面倒見ると。そのぐらいの覚悟がなければ、町長、行政を仕切っていく町長の立場としてちょっと欠けているのではないのかなと。こういう失態は私が面倒見るから、あなたたち一生懸命やりなさいというぐらいは職員に対して私は言ってもらいたいし、町長自身行動をとってもらいたいと思っております。再度その件について答弁願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 副町長。

○副町長（遠藤義一君） ご指摘のとおり、私も今回のことに関しては深く反省をしておりますし、当然今後の決裁規定等に関しても十分その辺を認識した上で対応はしていきたいと思っております。

なお、私自身の責任の問題については、前回の臨時会の中で一応提出をして、議会の皆さんにもご了承をいただいて対応させていただいたというふうに考えておりますので、改めてまたここでそれをやれということかどうかわかりませんが、一応そこではそういうけじめをつけさせていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 残念ながら私は本当に深く広く反省をし、職員ともどもこの問題の再発防止、組織の立て直しに取り組んでいくという強い強い思いを持ち、その旨をご説明をさせていただいてきたつもりでありますけれども、なお不十分だというようなお話なのかなというふうに思います。

お金に関して、議員おっしゃるように、これは私が自腹を切つて出すとかやめた後に出すとか、いずれにしても今言えば十分違反行為になるのではないかなというふうに思います。そういう解決も一つあるのかもしれませんが、私はそういうことではなく、先ほど申し上げましたように全ての職員の問題、もちろんその一番大きな責任は私にあるというふうに思いますけれども、全ての職員の問題、責任として捉えて、組織一丸となってこの問題を今後起こさないという体制づくり、そしてこの損失を生じてしまったことに対する補填、こういったことに対して取り組んでいくと、そういう思いを強く職員と共有していく道をもって組織の立て直し、再生に当たりたいという考えでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、今副町長、町長と答弁もらいました。今後あつてはならないこと、いつどうなるかわかりませんが、これも。そのときにはやはりチェック体制、要するに何でもそうだと思う。私たち個人的にもそうなのですが、やはり前年度の対比、これは一番のやらなければならないことです。それで気づくことなのです、何でもそれを気をつけて、もうこれ以上は言いません、今後取り組んでもらいたいと思えます。

終わります。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時45分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎発言の訂正

○議長（村山義明君）　ここで先ほどの答弁の中で一部誤りがありましたので、訂正したいと長尾総務課参事から申し出がありますので、これを許します。

長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君）　先ほど一般質問の宮崎議員の交付税の関係で市町村民税の法人税割の金額に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

先ほど444万8,000円というお話をしたのですが、正しくは273万9,000円の誤りです。申しわけございません。

◎同意第10号

○議長（村山義明君）　それでは、日程第9、同意第10号　中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君）　同意第10号　中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

同意を求めたい方でありますけれども、氏名は木内彰さん。

木内さんにつきましては、本年10月31日で満期を迎える現任の教育委員会委員であります。平成21年11月1日からこれまで2期8年にわたって本町の教育委員会委員として任務に当たっていただいていたところであります。木内さんにつきましては、この間本町の教育行政に対し、委員会の業務の中で大変貢献をしていただいている方というふうに認識しておりますし、何より教育行政に対して見識を深くお持ちというふうに思っております。さらに3期目の任期についても再任をして、ぜひお願いしたいというふうに考えているところでありますので、ぜひ満場のご理解を賜りますようお願いを申し上げて、提案させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君）　質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君）　討論なしと認め、これより同意第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君）　起立多数です。

よって、同意第10号　中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意す

ることに決定しました。

◎議案第39号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第39号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部改正について説明いたします。

8ページをお開きください。議案第39号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年9月6日提出、中頓別町長。

12ページをお開きください。改正の要旨であります。本町では、さらなる妊婦の健康保持と健やかな出産を支援するため、妊婦一般健康診査の回数を14回以内から16回とするものであります。また、母子保健法に基づき市町村が実施する医療機関に委託して行う健康診査について、各市町村を代表する北海道知事と関係する医療機関との協定締結により妊婦一般健康診査費用助成限度額の変更に伴い、条例の一部を改正するものであります。

11ページをお開きください。新旧対照表により説明いたします。第5条につきましては、健康診査の実施等についての規定でありまして、第2項におきまして健診の回数を「14回」から「16回」とし、超音波健診につきまして「6回」を「8回」に改め、第7条第1項第2号におきまして「出産予定日以降の妊婦一般健康診査及び超音波検査」を加え、これまでは出産予定日前までの健診等の助成であったものを出産予定日以降2回分の健診を追加する規定を加えるものであります。

10ページになりますが、健診2回分の追加とあわせまして、限度額についての道と医療機関との協定額の変更に合わせ、妊婦一般健康診査費用助成申請書の様式を変更するものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、野露総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 野露総務課参事。

○総務課参事（野露みゆき君） 議案13ページをお開きください。議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を別紙のとおり変更する。

平成29年9月6日提出、中頓別町長。

16ページをお開きください。提案理由をご説明いたします。北海道市町村職員退職手当組合から組合格約の一部変更について協議がありましたので、議決を求めるものです。組合格約の一部変更を必要とする理由でございますが、平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理をする事務の追加により名称変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約別表の（2）、一部事務組合及び広域連合の表を改めることについて協議するため、本案を提出するものであります。

14ページの改め文を読み上げてご提案いたします。北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか２町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第４０号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４０号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第４１号

○議長（村山義明君） 日程第１２、議案第４１号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第４１号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、野露総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 野露総務課参事。

○総務課参事（野露みゆき君） それでは、議案１７ページをお開きください。議案第４１号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を別紙のとおり変更する。

平成２９年９月６日提出、中頓別町長。

それでは、２０ページをお開きください。提案理由をご説明いたします。北海道市町村総合事務組合から組合格約の一部変更について協議がありましたので、議決を求めるものです。平成２９年６月１日付の西胆振消防組合が処理する事務の追加による名称の変更及び平成２９年８月１日付の江差町ほか２町学校給食組合を構成する３町のうち１町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村総合事務組合格約別表第１及び別表第２を改める

ことについて協議するため、本案を提出するものであります。

18ページをお開きください。改め文を読み上げてご提案いたします。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、野露総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 野露総務課参事。

○総務課参事（野露みゆき君） それでは、議案21ページをお開きください。議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成29年9月6日提出、中頓別町長。

24ページをお開きください。提案理由をご説明いたします。平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理をする事務の追加により名称変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約別表第1を改めることについて協議するため、本案を提出するものであります。

22ページをお開きください。改め文を読み上げてご提案いたします。北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第43号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第43号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） それでは、一般会計補正予算について説明したいと思います。

議案第43号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算、1ページをお開きください。
平成29年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,916万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条第1項 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年9月6日提出、中頓別町長。

まず、地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正の1点目は、過疎対策事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前4億730万円から変更後4億3,230万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。特別養護老人ホーム施設整備助成事業の限度額を変更前2億5,000万円から変更後2億7,500万円に変更するもので、本事業は当初申請にて設計変更分を見込んだ最大値で申請をしており、額の確定にて全額が充当されたことにより追加するものであります。

2点目は、額の確定に伴う臨時財政対策債の限度額の変更でございます。起債の目的、臨時財政対策債の限度額を変更前8,882万2,000円から変更後7,011万3,000円に変更するもので、起債の方法、利率等に変更はございません。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。14ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から37万6,000円を減額し、4億2,578万9,000円とするもので、人事管理事務事業、7節賃金で不用額の減額であります。

2目財政管理費では、既定額から69万7,000円を減額し、874万8,000円とするもので、物品管理事業、18節備品購入費、コピー機購入に係る不用額の減額であります。

4目財産管理費では、既定額から15万2,000円を減額し、2,424万2,000円とするもので、町有財産維持管理事業、15節工事請負費に町有車両車庫設置用地整備工事110万円を計上、これは新たに役場裏に車庫設置を予定しており、そのための用地整備工事費用の新規計上でございます。さらに、18節備品購入費、車庫購入費用122万7,000円を減額、これは当初予算に計上してございました車庫購入を1台取りやめ

ることによる減額であります。次に、役場庁舎維持管理事業、12節役務費で2万5,000円の減額、これは農林水産業費で事業費支弁にて電話料を計上したことによる役場庁舎電話料の減額となっております。

5目企画費では、既定額に30万円を追加し、8,448万円とするもので、企画総務事業、8節報償費に同額を計上、地域活性化を目指すための地域リーダー養成職員研修、人材塾の講師報償費として当初予定していた実施回数をふやして実施するための追加であります。

10目情報推進費では、既定額より4万円を減額し、1,694万7,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、18節備品購入費、業務用プリンター、職員用端末購入に係る不用額を減額し、サーバー室用エアコンが故障したことにより購入する費用1台26万円を新規に計上するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に31万6,000円を追加し、842万8,000円とするもので、住民事務事業、13節委託料に同額を計上、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料として住民基本台帳システム等に対して番号制度導入に伴う総合運用テストを行うための費用の計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に204万8,000円を追加し、2,780万3,000円とするもので、社会福祉総務事業、7節賃金に同額を計上、今回採用しました地域福祉担当の地域おこし協力隊員賃金の新規計上であります。

16ページをお開きください。2目老人福祉費では、既定額に2,479万6,000円を追加し、4億7,817万4,000円とするものであります。内訳は、在宅老人デイサービスセンター等運営事業、19節負担金補助及び交付金に119万4,000円を追加計上、平成28年度の在宅デイサービスセンター等運営事業委託料の精算分として70万8,000円、デイサービスセンターボイラーのろ過装置温度制御部品が故障したことに伴い、修繕費用として48万6,000円の計上であります。次に、後期高齢者見舞金助成事業、20節扶助費に後期高齢者お見舞金助成負担金の見込みに応じて139万8,000円の減額、次に特別養護老人ホーム施設整備事業、19節負担金補助及び交付金に2,500万円を追加計上、第2表、地方債補正で説明いたしました特別養護老人ホーム施設整備助成事業の起債額採択により設計変更分を追加計上するものであります。

4目障害者福祉費では、既定額に280万1,000円を追加し、1億228万8,000円とするものであります。内訳は、障害者総合支援給付事業、13節委託料に制度改正に伴う障がい者福祉システム改修業務委託料27万円を計上、23節償還金利子及び割引料に平成28年度の障がい者自立支援給付費道費負担金、医療費道費負担金の事業費精算による返還金225万2,000円の計上、さらに地域生活支援事業、23節償還金利子及び割引料に平成28年度市町村地域支援事業道費負担金の事業費精算による返還金27万9,000円を計上するものであります。

2項児童福祉費、9目こども包括支援費では、既定額より204万8,000円を減額し、743万円とするもので、子育て世代包括支援センター事業、7節賃金に実績見込みに応じ同額を減額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目診療所費は、節の変更を行うものであります。歯科診療所委託事業、11節需用費に施設修繕料59万4,000円を新規に計上、職員の休憩室の床、壁、職員玄関等が老朽化により傷みが激しく、使用困難な状況になっているための修繕費用であります。13節委託料は、歯科診療所業務委託料59万4,000円の減額であります。開設期間の一部減少による診療報酬の減額を見込んだものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農業者年金費は、既定額に24万7,000円を追加し、63万2,000円とするもので、農業者年金委託事務で9節旅費から18ページ、19節負担金補助及び交付金まで、農業者年金業務委託手数料の交付額が増額となったことにより事業執行に必要な経費を追加計上するものであります。

7款1項商工費、1目商工総務費では、既定額に200万円を追加し、4,818万2,000円とするもので、商工業振興対策推進事業、19節負担金補助及び交付金に同額を計上、商工業振興対策支援条例により1件の施設整備改修に係る補助金を計上するものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額より19万円を減額し、2億308万9,000円とするもので、秋田原野線整備事業、13節委託料で概略設計業務委託料の実績見込みに基づく減額であります。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に422万6,000円を追加し、3,655万1,000円とするもので、内容は公営住宅維持管理事業、11節需用費の小破修繕料に39万4,000円を追加、公営住宅5棟の外壁破損等による修繕費用を計上するものであります。次に、15節工事請負費に西団地単身老人向け公営住宅屋根屋上防水改修工事の工事費用確定により16万8,000円の減額、さらに西団地公営住宅外壁改修工事として1棟4戸の改修を計上しておりましたが、当初予定していない配管の布設がえが生じたことや経費率の増加等により工事予定額が増加となったため、400万円を追加計上するものであります。

2目住宅建設費では、既定額より220万円を減額し、1,481万9,000円とするもので、内容は住宅建設促進事業、危険廃屋解体撤去助成事業、両事業とも19節負担金補助及び交付金の実績見込みに基づく減額であります。

20ページをお開きください。9款消防費、1項1目消防費は、内容の変更を行うものであります。最終ページにあります一般会計予算（別紙内訳）明細書をごらんください。常備消防費、中頓別支署費で24万5,000円を減額、非常備消防費、中頓別消防団費では24万5,000円を追加しております。詳細については、2ページの事務事業別に説明いたします。消防車両・資機材整備維持管理業務において18節備品購入費でホース及び水災害救助資機材購入に伴う入札減により10万2,000円を減額、通信設備維持

管理業務につきまして15節工事請負費で電話取りかえ工事の入札減で14万3,000円を減額しております。続いて、その他グループ内庶務事務では11節需用費で24万5,000円を追加するもので、理由といたしましては消防団入団者への貸与すべき制服及び活動服が現有しているものではサイズ不一致により不足が生じている。そのため新たに制服3着、活動服3着の購入をするものであります。

20ページにお戻りください。10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額に50万円を追加し、277万1,000円とするもので、社会体育施設運営事業、18節備品購入費に同額を計上、町民体育館の冬期使用の対策として遠赤外線放射暖房機1台を購入するものであります。

2目山村プール費では、既定額より11万3,000円を減額し、183万1,000円とするもので、山村プール運営事業、11節需用費で換気扇交換費用に係る不用額の減額であります。

3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額より20万円を減額し、4,272万1,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、11節需用費で圧雪車修繕に係る不用額の減額であります。

4目学校給食費では、既定額より21万円を減額し、1,670万6,000円とするもので、学校給食事業、15節工事請負費で学校給食ボイラー取りかえ工事に係る不用額の減額であります。

8ページにお戻りください。歳出合計、既定額に3,100万8,000円を追加し、34億6,916万6,000円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。10ページをごらんください。10款1項地方交付税、1目普通交付税は、既定額より2億2,178万5,000円を減額し、16億4,244万4,000円とするもので、普通交付税の算定結果に基づき予算を減額するものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に27万円を追加し、5,903万3,000円とするもので、3節障害者自立支援給付費国庫負担金において歳出の民生費、障害者福祉費の障害者総合支援給付事業、障がい者福祉システムの改修業務委託料に充当する補助金であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に31万5,000円を追加し、3,740万3,000円とするもので、2節社会保障・税番号制度システム事業費補助金において歳出の戸籍住民基本台帳費の住民事務事業、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料に充当する補助金であります。

4目土木費国庫補助金は、既定額に116万6,000円を追加し、1億4,890万6,000円とするもので、2節公営住宅建設事業等補助金において住宅費、公営住宅維持管理事業及び危険廃屋解体撤去助成事業に係る補助金として、歳出の計上に合わせて追加及び減額するものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、5目地方創生基金繰入金では、既定額に200万円を追加し、2,318万8,000円とするもので、歳出、商工費、商工業振興対策推進事業、商工業振興支援事業補助金に充当するため繰り入れるものであります。

7目財政調整基金繰入金は、新規に9,011万円を計上するもので、今年度算定の普通交付税の基礎数値誤りに伴う不足額に充当するために繰り入れることとしており、現在歳出に計上している一般財源額の不足分を予算化するものであります。

18款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に1億5,006万7,000円を追加し、1億5,022万9,000円とするもので、1節前年度繰越金で各歳出の一般財源とするものであります。

12ページをごらんください。19款諸収入、6項1目雑入では、既定額に257万4,000円を追加し、4,045万円とするもので、1節雑入として農業者年金事務委託金24万7,000円、平成28年度訪問介護サービスセンター運営委託料返還金148万7,000円、長寿園居宅介護支援所運営事業補助金返還金84万円を歳入歳出各予算に充当するものでございます。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に250万円を追加し、4億3,230万円とするもので、内容につきましては第2表の地方債の補正で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

3目臨時財政対策債では、既定額より1,870万9,000円を減額し、7,011万3,000円とするもので、普通交付税同様算定結果に基づくものであります。

6ページにお戻りください。歳入合計、既定額に3,100万8,000円を追加し、34億6,916万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

なお、今回の補正予算につきましては、今年度の普通交付税算定での基礎数値報告誤りによる大幅な減額を受けて、一般財源を増加させないという補正予算とするため、事業の取りやめや不用額の増額も予算追加計上とあわせて行っております。そこで、一般財源の状況についてご説明したいと思っております。9ページをお開きください。歳出の財源充当として、歳出合計の一般財源欄をごらんください。81万6,000円の一般財源の増加となっております。さらに、歳入、諸収入に歳出に充当できないいわゆる歳入のみの特定財源が先ほど雑入のところに出ておりまして、その金額が充当額を差し引きますと113万3,000円となります。その分が一般財源に振りかわることとなるため、今回の補正予算にとりましては一般財源額は31万7,000円の減額ということになっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 歳出のほうで車庫購入費、これは今1台買うのをやめて減額になったというご説明だったと思いますけれども、これは2台購入する予定だったということですか。1台やめたとしたら、その理由は何ですか。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 当初2台の車庫購入を予定していましたが、そして、車の台数は、ことしまた精査したところ1台分の車庫購入を見合わせたという形で減額としております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） そうすると、役場裏の土地に、車庫を置かれるのかと思うのですが、そのことし買う1台分の場所を整備するということですか。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 教員住宅を建てるに当たって、あそこで道路を整備しております。それで、道路を整備する形で車庫の今建っているところが移転になったものですから、その移転場所をこちらのほうに持ってきたという形になっております。3台分の車庫をこちらのほうで建てるという形で考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） そしたら、役場裏の整備の範囲としては、車庫3台分の整備をされるというところで、1つは新しいものを買われて、2台買う予定だったけれども、1つ削って、そこは節約というところもあるのかもしれないですけれども、私が前にこの土地の寄附を受けるときにお伺いしたときには町長は、私は旧保育所のところですか、ここにある車庫を移動してくるのではないのと、そしたら一回移動したものをまた移動させるのは税金の無駄遣いだよということを申し上げたら、今あるものが老朽化したら、それを処分して、新しいものを建てる時にこの役場の裏の土地を使いたいというようなお話でしたけれども、今のお話でいくと3台中の2台は旧保育所のほうから移動させてくると。移動させてくるといふか、もう下手をしたら移動しているのかなと思うのだけれども、工事をやっているのわかっていますから。教員住宅のための、教員住宅の入札結果がきょう出ていましたけれども、そのための道路を今事前につくっているのだと思うのだけれども、あれは道路というものになるのですか。ただ、わざわざ私は別に車庫を動かす必要はないのではないかなと思うのです。町民センター側の歩道からもつくれると思うし、今近くに建っている教員住宅のほうから道をつけることもできたと思うのだけれども、なぜわざわざ車庫を動かすのか、はっきり申し上げて無駄遣いのようなことをされるのか、町長でも課長でもお答えいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 教育委員会の所管になりますけれども、教職員の住宅4戸、今度は集合型ということで新たに建てようということで、これは前年度の繰越明許で、その際どこにどういう形で建物を配置するのが望ましいかということをいろいろ検討をして、これに伴う道路については、過疎債とかの対象になる長さを持っていない単費の事業ということになりますので、最も費用のかからない方法を検討してもらった結果として、今の旧幼稚園の側から道路を入れて、その道路に張りつけて新しい4戸の住宅を建てるという方

法が望ましいというような話になり、それに伴って車庫の移転2台が生じることになるということでありました。それらについては、違うところに長い道路をつくるよりも合理的、経済的だというような判断であったというふうに認識をしているところであります。

補足があれば建設課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） そして、つくった町道に関しましては、最終的に町道に認定しようという形では考えております。

それで、先ほど宮崎議員も言ったように、現在ある教員住宅の間の第2の道路も検討いたしました。1案、2案という形の中で検討して、今の道路をつくったほうがいいのではないかという結論に達しております。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おっしゃるとおり、一回設置してそんなに時間のたっていないものを今回移設するということについては、非常に不経済な行為になるというふうに認識をしております。長期的にあそこの旧保育所の用地の活用をどうするかというようなことを考えた計画等があれば、このようなことにはならなかったのかなというふうには思います。そういう面では、今後町有地、遊休地等の活用をしていく場合については、十分長期的、将来的な利用の考え方を持って、今回のような無駄は生じないような対応をとりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第44号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第44号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 議案第44号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,604万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,836万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に2,574万9,000円を追加し、2,919万1,000円とするもので、これにつきましては国庫補助金申請に使用するコクホラインシステムの制度改正に伴う改修費及び平成30年度からの国民健康保険制度関係準備事業に係る市町村事務処理システム導入委託料及び北海道クラウド導入経費負担金を追加するものであります。なお、財源につきましては、歳入でご説明いたしますが、国及び道の特別調整交付金及び国庫補助金の準備事業補助金が主な財源となっております。

4款前期高齢者納付金、1項1目前期高齢者納付金では、既定額に7万2,000円を追加し、9万円とするもので、社会保険診療報酬支払基金からの額の変更によるものであります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目退職被保険者還付加算金では、既定額に21万9,000円を追加し、22万4,000円とするもので、平成28年度退職医療交付金の額の確定による返還金を追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億7,232万円に対し、2,604万円を追加補正し、2億9,836万円といたしました。

8ページをお開きください。続きましては、歳入を説明いたします。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、既定額に611万4,000円を追加し、2,

642万8,000円とするもので、歳出で説明いたしました平成30年度からの国民健康保険制度準備事業に係る市町村事務処理システム導入委託料及び北海道クラウド導入経費負担金に係る国の特別調整交付金分を計上いたしました。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業補助金につきましては、新たに新設し、1,251万5,000円とするもので、1節国民健康保険制度関係業務準備事業補助金につきましても、平成30年度からの国民健康保険制度準備事業に係る市町村事務処理システム導入委託料及び北海道クラウド導入経費負担金に係る国の補助金を計上したものであります。2節国民健康保険制度関係業務準備事業補助金（その他制度改正分）につきましても、平成30年度からの国民健康保険制度準備事業に係る制度改正に係るコクホラインシステム改修委託料について10分の10を国庫補助金として計上するものであります。

4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金につきましては、既定額に7万2,000円を追加し、5,983万6,000円とするもので、支払基金からの変更によるものであります。

5款道支出金、2項道補助金、1目調整交付金では、既定額に611万4,000円を追加し、2,133万9,000円とするもので、国庫補助金の調整額と同様の内容となっております。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、既定額に122万5,000円を追加し、123万円とするもので、平成30年度からの国民健康保険制度準備事業に係る町の負担分及び平成28年度退職者医療交付金返還金分として前年度繰越金分を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億7,232万円に対し、2,604万円を追加補正し、2億9,836万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第45号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第45号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、小林国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） 議案第45号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして項目、節の組みかえを行い、医業費用で30万円減、医業外費用で30万円の増として、病院事業費用では増減がございません。

棚卸資産購入限度額、第3条、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額を930万円減額して、5,608万1,000円とするものです。

平成29年9月6日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。9ページをお開き願います。また、あわせて提出しております病院事業会計補足説明資料、ございますでしょうか。1ページをお開きください。1款病院事業費用の既決予定額5億2,759万5,000円に変更はございません。

1項医業費用では、既決予定額から30万円を減額し、5億2,321万5,000円とするものです。1目給与費では、既決予定額に728万円を追加して、3億7,808万8,000円とするもので、手当としまして常勤医師1名分の12月までの宿日直手当、役職手当、医務手当を減額、今年度3名を予定しています臨床研修医の宿直手当を追加して、既決予定額から772万円を減額いたしました。賃金といたしまして、水曜日午後から金曜日夕方までの診療支援をいただいている12月までの出張医師の分として1,300万円を、また育児休業代替の派遣看護師賃金として200万円を追加、賃金総額で1,500万円の追加としております。

2目材料費では、既決予定額から930万円を減額し、5,488万2,000円とするもので、医師の診療方針変更に伴う薬品使用量の減少により薬品費930万円を減額するものです。

3目経費では、既決予定額に172万円を追加して、5,483万9,000円とするもので、旅費交通費として診療支援医師旅費分としまして60万円、医師確保対策としまして院長の母校である名古屋市立大学までの旅費として10万円の計70万円を追加いたしました。職員被服費としまして、今年度は臨時看護師1名の入れ替え、それから看護師2名、作業療法士1名を採用、10月にも看護師1名の採用が決定されていますので、その不足見込み分である12万円を追加いたしました。消耗品費としまして、建築基準法による特定建築物定期調査により指摘を受けました院内非常照明を購入するため32万円を追加、修繕費といたしまして医療機器のエクス線テレビ装置の起動不良に伴う基盤交換分として32万円を追加、通信運搬費としまして出張医師、臨床研修医が使用いたします旧医師住宅へのインターネット回線導入に伴う回線使用料としまして8万7,000円を追加、附属説明資料2ページをごらんください。諸会費としましては、現在院長が進めています地域包括ケア医療にかかわる国民健康保険診療施設協議会への正会員登録のための会費としまして17万3,000円を追加するものです。

3項医業外費用では、既決予定額に30万円を追加して、256万6,000円としております。2目患者外給食材料費で、既決予定額に30万円を追加し、130万円とするもので、臨床研修医3名分の給食材料費を追加するものです。

予定貸借対照表は2ページ、キャッシュフロー計算書は3ページに、また給与費明細書は4ページから8ページまでに添付してございますので、ご参照願います。

9月以降の病院としましての体制としまして2点報告申し上げます。1点目は、北海道地域医療振興財団からの派遣医であります川埜芳照医師、65歳が10月より水曜日午後から金曜日夕方にかけての診療支援に継続的にご支援いただけることとなりました。診療科につきましては、内科、外科の両方であります。現在医療財団から派遣いただいている医師の中では、最も院長の信頼の厚い医師でございます。

2点目でございます。佐藤薬局長が一身上の都合により9月30日付で退職されます。おやめになる理由につきましては、健康上の問題であり、詳細は申し上げられませんが、早期におやめいただくほうがよいとの院長の配慮により急遽退職が決定いたしましたことをあわせてご報告申し上げます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 事務長の話で薬局長が9月いっぱいということ、今後どのような体制になるのか。工藤君はどうなっているのか、今。お願いします。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） 今現在は、病院のほうでは薬局長と、それから技術長という職名でもって薬剤師2名体制で行っておりました。薬局長が退職するに当たっては、

技術長が一応薬局長を兼務するという体制になろうかと思えます。ただし、今後のことを考えますと、薬剤師の新規採用に向けての確保については病院として動かなければならない状況ではないかというふうに思っております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第46号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第46号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 議案第46号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,168万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

申しわけありません。日にちが抜けていました。平成29年9月6日提出でよろしくお願いたします。中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に2目償還金を新設し、404万3,000円と

するもので、23節償還金利子及び割引料として国及び道に対する平成28年度分に係る介護給付費負担金に係る返還金、地域支援事業支援に係る交付金の返還金につきまして額の確定によりそれぞれ計上するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億1,763万7,000円に対し、404万3,000円を追加補正し、2億2,168万円といたしました。

続きまして、歳入を説明いたします。8ページをお開きください。7款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に404万3,000円を追加し、404万4,000円とするもので、平成28年度各返還金分として前年度繰り越し分を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億1,763万7,000円に対し、404万3,000円を追加補正し、2億2,168万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第47号 工事請負契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第47号 工事請負契約の締結について、工藤教育次長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 議案第47号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第47号 工事請負契約の締結について。

平成29年9月4日指名競争入札に付した建設工事について下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出、中頓別町長。

契約の内容でございます。契約の目的、中頓別町教員住宅宿舍新築工事。契約の方法、指名競争入札による契約。契約金額、6,480万円。契約の相手方、細谷・細建経常建設共同企業体、代表者、枝幸郡中頓別町字中頓別2番地、細谷建設株式会社代表取締役、細谷武昭でございます。

本工事の概要について若干説明させていただきます。現在中頓別町の教職員の数は、小学校が14名、中学校14名の計28名となっております。教職員住宅の戸数は、現在22戸となっており、6名分不足しているという状況にあります。その6名の内訳ですけれども、町外からの通勤者が2名、あと4名は公営住宅と民間アパートに居住している状況でございます。今回建設する住宅は、1棟4戸を建設する予定でありますので、現在の公営住宅と民間アパートに居住している教職員の解消につながるることとなります。

住宅の建設規模について、1室当たり2LDKの部屋となっております。本工事の工事発注につきましては、建設主体工事、電気設備工事、機械設備工事あわせての一本発注でございます。完成は、平成30年1月31日を契約上予定をしております。

入札には、このほか荒井建設株式会社や株式会社谷脇組、石塚建設興業株式会社、藤建設株式会社、株式会社富田組、それと今回の細谷・細建経常企業体の6社による指名競争入札を行ったものでございます。落札比率につきましては、98.47%ということになってございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） 日程第19、認定第1号 平成28年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第20、認定第2号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第21、認定第3号 平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第22、認定第4号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第23、認定第5号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第24、認定第6号 平成28年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第25、認定第7号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第8号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 今上程されました認定第1号 平成28年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定までについて、提案のご説明をさせていただきたいと思います。

平成28年度各会計歳入歳出決算の総括表をもって説明をさせていただきたいと思いませんけれども、8会計合計の予算額が54億6,476万9,000円に対して、収入済額が53億9,427万9,936円、支出済額が52億610万8,944円となり、差し引き残高1億8,817万942円となったところであります。このうち一般会計につきましては、1億5,327万2,872円が差し引き残高となっているところであります。以上申し上げました8会計につきまして、いずれの会計におきましても単年度収支につきましてはプラスということになっているところであります。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で報告をさせていただきたいと思いますが、まず総括として簡略な説明をさせていただきたいと思いません。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎特別委員会設置の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から第8号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いを。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第8号については、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いをすが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号の決算認定については、今会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時22分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いをすが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 3時22分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員